

令和3年度 鴨川市いじめ問題対策調査会

令和4年2月2日（水）

午後1時より

鴨川市役所天津小湊支所2階会議室

1 開 会

2 教育長挨拶 鈴木 希彦 教育長

3 各委員の紹介

4 鴨川市いじめ問題対策調査会について（説明：事務局）

5 議 事

（1）鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告（事務局より）

（2）鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について（事務局より）

（3）その他

6 諸連絡

7 閉会

令和2年度・令和3年度
鴨川市いじめ問題対策調査会 委員名簿

	分 野	氏 名（敬称略）
1	医 療	黒野 隆
2	心 理	奈良 和子
3	福 祉	石塚 則子
4	福 祉	上野 ひろ子
5	人 権	上村 美智代

1 概要について（詳細は別紙資料参照）

2 報告について（詳細は別紙資料参照）

3 質疑について

（1）「インターネットの利用に関係した子ども同士のトラブルが起きているが、学校はどのように対応しているのか。」

- ・SNS上で無視をされたというトラブルがあった。当事者へ対し、状況の確認と指導を行ったが、保護者参観日やミニ集会で講師を招き、情報モラルに関する授業を行い、全体への指導を行った。また、学校だよりを活用し、保護者に対して注意喚起を行っている。
- ・SNSによっては、匿名でのコメントを送ることができる。そのコメントの内容について嫌な思いをする事例があり、学級担任が相談を受けた。全職員でその情報を共有するとともに、子ども達に対して、SNSの正しい利用方法について啓発を行った。
- ・子ども達から、仲間と話をしながらオンラインゲームをしていると聞いている。その際、かなり激しい言葉を言い合いながらゲームに没頭しているようである。ゲームにおいても節度ある言葉遣いが必要であることなどの指導を行ったが、SNSやオンラインゲームなどでは、本人たちが話さないと学校が把握できないことから、子ども達の様子を注意深く観察したり、気軽に相談できる雰囲気を作ったりするなどの対応をしていかなければならない。
- ・インターネット上でのやりとりにおけるトラブルが、学校生活にも影響しているのが現状である。トラブルがあった場合、子ども達にわかるように指導するとともに、その内容について、保護者に丁寧に説明して理解いただき、子ども達のスマートフォンやSNSの適切な利用を図っていくことが大切であると考える。
- ・トラブルの内容によっては、学校と関係機関とで連携し、対応している。
- ・スマートフォンやタブレット、パソコン、ゲーム機など、インターネットに接続できる情報端末の使用について、学校で継続的に子どもに指導をしている。また、保護者に向けても使用について、監督が必要な年齢であることを伝え、学校と家庭で協力して指導に取り組んでいる。
- ・スマートフォンやSNSの利用を許可しているのは保護者なので、最終的な責任は、保護者であることを学校としては伝えていく必要があるのではないだろうか。

4 助言について

- (1)・いじめ防止の取組では、「子ども人権110番」として人権擁護委員や法務局職員がフリーダイヤルで子どもからの相談にのっている。
 - ・「SOSミニレター」で子どもの相談にのり、担当職員が返事を書いて対応している。悩みが解決するようにアドバイスを行っている。
 - ・人権擁護委員が講師となり、人権教室を開催している。また、人権作文コンテストや人権ポスター原画コンテストを行い、子ども達の人権意識の向上に取り組んでいるので、今後も参加をお願いしたい。
- (2)・インターネットに関わるトラブルについて、学校内で情報を共有し、同一步調で指導する必要があると考える。
- (3)・学校で対応に困るようなことがあれば、関係機関として協力して対応していくので、遠慮なく相談してほしい。
 - ・ネット安全教室は、年に1回だけでなく、定期的に行うことで効果が高まると考えるので、積極的な活用をお願いします。また、保護者会などでも開催を検討してほしい。
- (4)・学校では先生方が、日々、子ども達と丁寧に話をし、子ども達のために様々な活動に取り組んでいることに感謝したい。
 - ・学校だけでは解決が難しい問題も、関係機関とのネットワークを活用して、その解決に向けて取り組んでいくことが大切であると考えます。
- (5)・SNSがいじめの一因として話題になることが多くなっていると感じている。なかなか表面に出てこない問題なので、その発見が難しいところであるが、先生方が、子ども達がおかれている社会情勢等を十分に把握して、いじめ防止に取り組んでほしい。
 - ・子ども達だけでなく、保護者に対してもインターネットとの関わりについて、啓発していくことが必要である。
- (6)・社会常識そのものが揺れ動いている時代ではあるが、その根幹の部分は動かないものと考えます。その部分をきちんと教えていく必要があるのではないかと。
 - ・指導について困ったことがあれば、管理職に相談するなど、校内のネットワークを活用し、組織として対応を進めてもらいたい。
 - ・生徒指導は、起こった後の対応が大切であると考えます。即対応して問題解決に当たってほしい。

いじめ防止等のための対策の評価及び検証

鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

- 1 組織の設置について（詳細は資料参照）
- 2 各種施策（詳細は資料参照）
 - （１）相談体制の充実及び情報収集体制の充実
 - ・スクールカウンセラーの配置等について、県教委へ要望
 - ・相談体制の強化。学校を中心に各種機関とのネットワークづくりの援助
 - （２）いじめの防止及び早期発見
 - ア 全ての学校を訪問し、いじめの防止及び早期発見のための手立てが適切に講じられているか等について、書類点検を通して把握し、指導助言を行う。
 - イ 各校が実施する生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会へ指導主事が参加する。（全ての学校を訪問する、指導・助言を行う）
 - ウ 情報交換および研修の場の確保として、年２回以上の生徒指導担当者会議（市教委主催）を実施する
 - エ 学期に１回以上のいじめ調査を実施し、市内各校におけるいじめの状況を把握するとともに状況に応じて、学校への指導・助言を行う。
 - オ 欠席児童生徒に対する月例報告を実施することで、不登校児童生徒を正確に把握し、学校への指導・助言を行う。
 - カ 各校の相談体制を支援するとともに、相談機関等についての周知を学校を通じて行う。
 - キ 市や学校はいじめの未然防止に向け、幼児期においても発達段階に応じて幼児、保護者に対する取組を行う。
 - （３）人材の確保及び資質の向上
 - ・教職員の研修は、各校での実施を義務づけるほか、前述の生徒指導担当者会議（市教委主催）にて、各校担当者を対象とした研修を実施する。
 - （４）啓発
 - ・「いじめ防止月間（４月）」については、「広報かもがわ」に記事を掲載し、市民に向けても広く呼びかける。また、各学校では、学校だより等を通じて、保護者への啓発活動を行う。
 - （５）インターネットを通じて行われるいじめへの対策
 - ・関係機関等と連携して資料を配付する。また、各学校に対しては、計画的・継続的な情報モラル教育が実施されるよう、指導・援助する。
 - （６）調査研究（別紙資料）
 - （７）財政措置（別紙資料）

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

- ・各校が実施する生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会、学期に1回以上のいじめ調査を実施し、市内各校におけるいじめの状況を把握するとともに状況に応じて、学校への聞き取り調査・指導・助言を行っている。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

- ・いじめにより苦しんでいる児童生徒を救うために、どんな支援が必要なのかを吟味するため、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言を行っている。

市立学校が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

- ・各校で策定したいじめ防止基本方針は、各校のホームページやPTA総会で公開している。また、学校評価のアンケート項目に位置付け、その評価結果を踏まえた改善に努めている。

2 組織の設置

- ・校内生徒指導委員会、校内いじめ防止対策委員会を設置し、校長、教頭、生徒指導主任、学年所属職員、教育相談担当職員、養護教諭、関係職員、スクールカウンセラーを中心に構成され、一人の職員、学級担任等がいじめ問題を抱え込まないように情報の集約と共有化を図っている。

3 各種施策

(1) いじめの防止

- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。児童生徒会主体による全校集会や館山人権擁護委員協議会鴨川部会と連携し、人権教室の開催や人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加を行っている。

(2) いじめの早期発見

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組んでいる。

(3) いじめへの対応

- ・いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を最優先に保護し、状況に応じた継続的な指導・支援を行う。また、加害児童生徒に対しても、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導している。

- (4) いじめの解消とは（別紙資料）
- (5) いじめが起きた集団への働きかけ（別紙資料）
- (6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応
 - ・千葉県「ネットパトロール事業」等から情報を得るなど、早期発見、早期対応に努めている。本年度の県から報告はゼロである。

保護者が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

- ・各校で策定したいじめ防止基本方針は、PTA総会や各校のホームページで公開され、毎年PTA総会資料で目にしている。また、各学校評価アンケートに協力し、その評価結果を受け、学校と共に改善に努めている。

市民が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

- ・「広報かもがわ」に「いじめ防止月間（４月）」の記事を掲載し、市民に向けても広く呼びかけをしている。
- ・学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守り活動（学校支援ボランティア）を行っている。

重大事態への対処

- ・重大事態は発生していない。

鴨川市教育委員会では、本市の教育政策研究委員会の小中一貫コーディネーター研修会で、児童生徒、保護者、教職員の３者に対してアンケート調査を行っている。

児童生徒のアンケートから「学校に行くのは楽しい」という質問に対して、８５％が肯定的な回答をしたことから、多くの児童・生徒が楽しく学校に通えていることがうかがえる。しかし、否定的な回答をした児童・生徒が１５％もいることから、引き続き、全員が楽しく通える学校づくりを目指していきたいと考える。

教職員に対するアンケートでは、生徒指導に関する取り組みについての質問に対して、「個のよさを認め合えるような指導を行っている」では１００％、「児童生徒の悩みや相談に誠実に対応している」では９８％とほぼ全員が肯定的に回答した。児童生徒一人一人のよさを認め、誠実に対応しようとしている教職員が多いことがわかった。

保護者からは、次の5点の質問に対して、肯定的な回答が得られている。

- (1) 「お子さんは、明るく元気に登校し、楽しく学校生活を送っている」 92%。
- (2) 「学校での様子や取り組みが、各種たより等でわかりやすく伝えられている」 90%。
- (3) 「学校では、いじめのない心の通い合う集団がつくられるように努めている」 87%。
- (4) 「学校は、子どもや家庭からの悩みや相談に誠実に対応している」 87%。
- (5) 「学校は、子どものよさを認め、やる気を持たせるよう努めている」 86%。

昨年度と比較して同程度であり、学校の取組に対して肯定的に捉えている保護者が多いことがわかった。今後もこれまでの取組を継続し、信頼のある学校作りを進めていきたい。

また、これまで継続的に行ってきたアンケート結果により、「学校では、いじめのない心の通い合う集団がつくられているように努めている」に対して、肯定的な回答は90%前後であることから、これまでの学校の取組について今後も継続していくとともに、児童生徒に対して、より丁寧に対応していくことで、いじめのない集団の育成に取り組んでいきたいと考える。

いじめ調査

令和２年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

※本調査は、児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査です。

(１) 認知件数、解消率及びアンケート調査実施率

	令和２年度	令和元年度	増 減	解消率 (令和２年度)
全 国	５１７，１６３	６１２，４９６	－９５，３３３	７７．４％
千葉県	４０，２３０	５２，０６７	－１１，８３７	７７．３％
鴨川市	２８５	３６６	－８１	８４．２％

千葉県のいじめの認知件数は、全国で３番目に多いが、全校種において、認知した学校の割合が減少し、認知件数も減少した。いじめの態様については、昨年度と同様に「冷やかしかからかい、悪口等」、「軽くぶつかられる、叩かれる等」、「仲間はずれ、集団による無視」の順が多い。鴨川市もいじめの態様については、同様な傾向であった。

(２) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(３) いじめ重大事態

いじめ重大事態については全国で５１４件発生しており、前年度より２０９件減少している。

※いじめ防止対策推進法

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(４) いじめが解消している状態

(ア) いじめに係る行為が３ヶ月（目安）止んでいる

(イ) 当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面接等により確認）

「国のいじめ防止等のための基本的な方針」（平成２９年３月改定）より

(5) 対策等

- (ア) いじめ防止基本方針及び各学校の基本方針による取組や対応策の推進。
- (イ) 教職員向けいじめ防止啓発資料リーフレットの作成・配付、研修で活用。
- (ウ) 道徳教育の充実及び「ＳＯＳの出し方教育」などにより、いじめの抑止及び相談に向けた取組の推進。
- (エ) 児童生徒へのアンケート調査や個人面談等、いじめ発見のための取組の充実。
- (オ) スクールカウンセラー、スクールロイヤー制度等を活用した教育相談体制の充実。
SNSを活用した相談事業「そっと悩みを相談してね 中高生「SNS相談@ちば」』
の実施等による相談機関、相談機会の周知。
- (カ) いじめ防止啓発カード及びいじめ防止啓発リーフレットの活用。
- (キ) いじめ防止対策研修会への参加。研修内容を各学校で共有する。
(対象：令和元年度生徒指導主事、2年度管理職（中止）、令和3年度管理職)
- (ク) 市として指導主事の生徒指導会議参加、いじめ・体罰調査を毎学期実施。
市主催の生徒指導担当者会議を開催し、情報交換、関係機関との連絡・連携を行う。



相談ごと

【市民相談室(電話相談のみ)】

- ◇毎週火・水・金曜日(祝日を除く)
火＝午後1時～6時30分
水・金＝午前9時～午後3時30分
- 電話【☎(7093)7852】
- ・行政全般についての疑問や要望、意見など
- ※4月から、市職員が電話相談に対応

【家庭児童相談】

- ◇毎週月～金曜日(祝日を除く)
午前9時～午後4時
- ふれあいセンター
- ・育児の不安や子どもと家庭の問題など。問い合わせは、子ども支援課【☎(7093)7113】へ

【成年後見制度の相談】

- ◇4月13日(火)
午後1時30分～4時20分
- ふれあいセンター相談室
- ・相談員は社会福祉士。申し込みは、相談日の前日までに安房地域権利擁護推進センター(社会福祉協議会)【☎(7093)5000】へ。相談は50分以内。先着順。相談日以外の来所・訪問による相談も受付

【人権・行政相談】

- ◇4月20日(火)午後1時～3時30分
- 市役所7階会議室
- ・人権問題や市役所の仕事など。問い合わせは、経営企画課秘書広報係【☎(7093)7827】へ

【登記手続案内】

- ◇毎週火・木曜日(祝日を除く)
午前9時～午後4時
- 千葉地方法務局館山支局
- ・不動産に関する登記手続きの案内。要予約。問い合わせは、千葉地方法務局館山支局【☎0470(22)0620】へ

【税の相談は休止】

毎月開催している税理士による税の無料相談は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間、休止します。緊急を要する相談の場合は、千葉県税理士会館山支部【☎0470(23)4132】へご連絡ください

4月はいじめ防止月間 いやなことをされたら、すぐ相談!

市では、4月を「いじめ防止啓発月間」と定めています。社会全体でいじめ根絶を目指し、市民の皆さんといじめ防止に取り組んでいきます。



児童・生徒のみなさん

自分がされていやなことは人にしてはいけません。もし、自分がいじめられたり、ほかの友だちがいじめられていたりしたときは、先生や家族など、まわりの大人に勇気をもって伝えましょう。

市民の皆さん

いじめを発見した場合、あるいはその疑いがあると感じたら、迷わず教育委員会や学校、警察へ連絡をお願いします。

■主な連絡先

- ▽天津小湊支所2階の学校教育課【☎(7094)0512】へ
・午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く)
- ▽鴨川警察署生活安全課【☎(7092)0110】へ
・24時間、365日対応

保護者の皆さん

いじめや不登校、家庭教育や子育てなどで困っている方は、家庭教育相談室や教育支援センター「ステーション」にご相談ください。

■家庭教育相談室

- ▽開設日 水・木・金曜日(祝日を除く)
- ▽時 間 午前9時から午後4時まで
- ▽場 所 天津小湊公民館【☎(7094)0910】

■教育支援センター「ステーション」(対象は小中学生とその保護者)

- ▽開設日 月～金曜日(祝日を除く)
- ▽時 間 午前8時30分から午後4時30分まで
- ▽場 所 天津小湊支所3階【☎(7096)6688】
または【☎090(7253)4537】



こどもたちへ

いやなことをされたり、ひとりでなやんでいたたりしたら、おうちのひとやがっこうのせんせいにそうだんしてください。

または、したにかいてあるばんごうにでんわしてください。

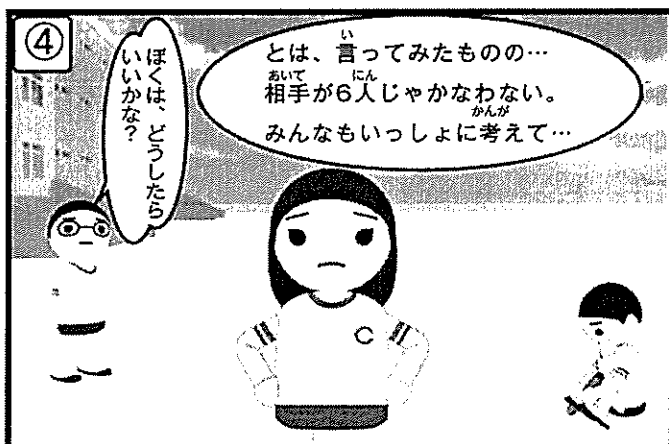
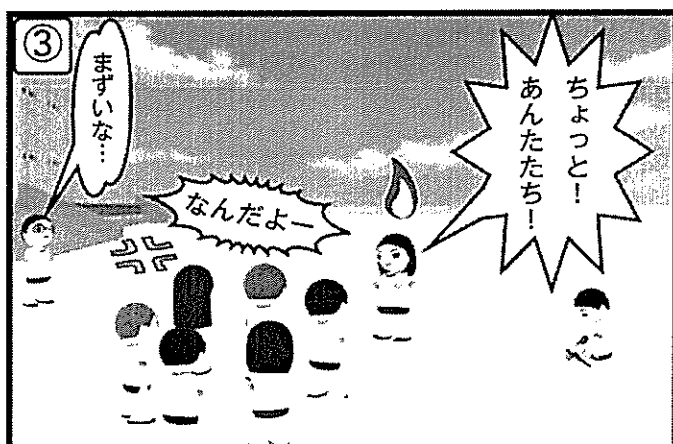
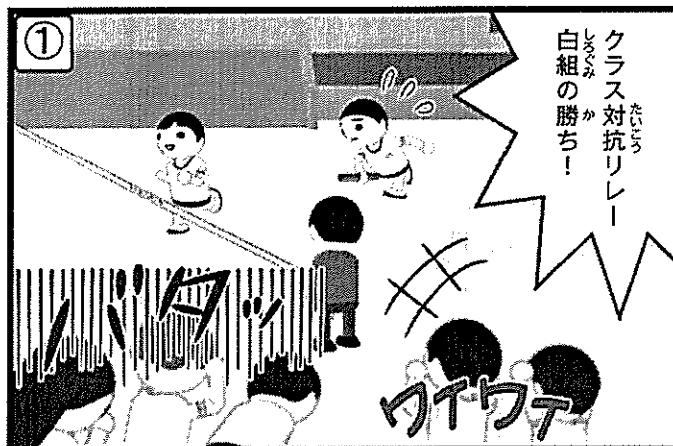
さい。でんわだいはかかりません。ひみつは、ぜったいにまもります。

- 24時間子どもSOSダイヤル【☎0120(0)78310】
- 24時間こどもと親のサポートセンター【☎0120(415)446】
- ヤング・テレホン【☎0120(783)497】
- 子どもの人権110番【☎0120(007)110】
- チャイルドライン千葉【☎0120(99)7777】

いじめをゆるさない

あんぜん あんしん がっこう つく
安全・安心な学校を作る
ために
千葉県教育委員会

「いじめ」ってどんなこと？



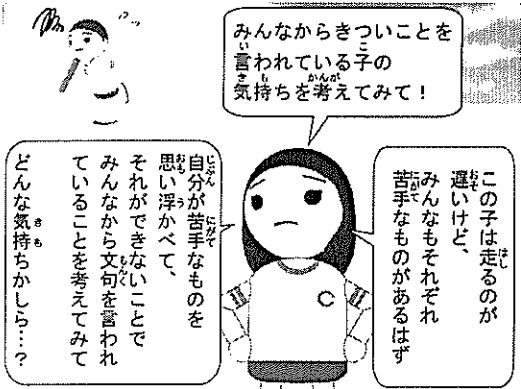
○まず、まんがを^み見てください。何が^{なに}起^おこっているかわかるかな？
説明^{せつめい}してみてください。(できるだけ^かわしく書いてみましょう。)

(1)



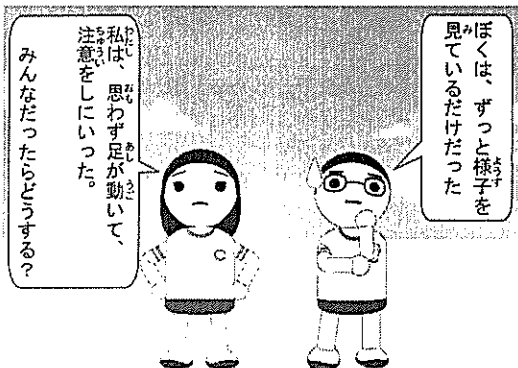
○リレーでぬかれた子に文句を言ってはいけないの？

(2)



○どんな気持ちかしら…？

(3)



○みんなだったらどうする？

(4)



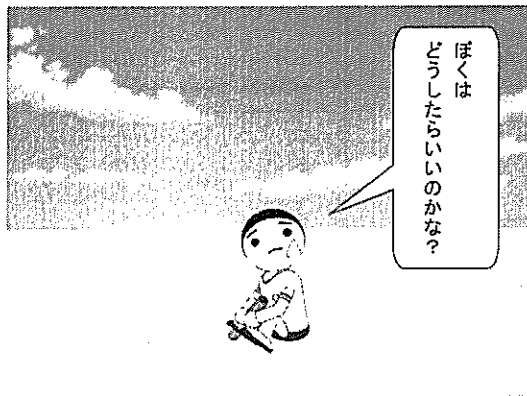
○なんで勇気が出なかったんだろう？

(5)



なに
○ぼくは何かできることはなかったのかな？

(6)



○ぼくはどうしたらいいのかな？

(7)



ことば
○どんな言葉をかけたらいいか かんがえてみて。
もんく い こ たい
【文句を言っている子に対して】

◎いじめについて考えてみよう

ひと
○人にされたいやなことをおしえてください。「いじめってどういうことだろう？」

《こんなことが学校で起こったら、みんないやな気持ち》

- ・私は、友達からよくたたかれます。とても痛いし、こわいと思っています。
- ・ぼくは、変なあだ名をつけられてしまいました。何度もそのあだ名で呼ばれて困っています。
- ・お昼休みにみんなのしそくに遊んでいるのに、いつも私だけさそわれません。とても悲しい気持ちです。
- ・ノートを貸したら落書きをされました。内容は、いじわるな言葉で悲しくなりました。
- ・ある日ぼくのくつがかくされてしまいました。探していると、友達が、「音楽室のたなの上を探してみな」と言って笑っています。

自分が、このようなことをされたら、

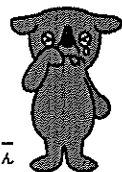
- ◇「やめて」と言い、先生や家の人に話してください。やめてくれない場合は必ず先生に教えてください。
- ◇自分では「やめて」と言いにくい場合もあります。無理をせず、すぐに先生や家の人に話してください。

友達が、このようなことをされていたら、

- ◇友達と協力して「やめようよ」と言って友達を助けてあげてください。
- ◇自分たちで注意しにくい場合は、すぐに先生に教えてください。

自分がこのようなことをしていたら、

- ◇今すぐにやめてください。そして、友達にいていないに謝りあったことを先生や家の人に相談してください。
- ◇けがをして体が傷つくと血が出ます。「大変だ」「痛そう」と、まわりはすぐに気がつきます。みんなの心（気持ち）も傷つくことがあります。
- ◇いじめは友達の心を傷つけます。心からは血が出ないのでわかりづらいのですが、友達の心からたくさん血が出ている状態なのです。



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

《いじめのことを必ず、話してください》

- ◇苦しい気持ち、こわい気持ち、悲しい気持ち、くやしい気持ち・・・こんな気持ちになったら、「だれかにお話をしないと心や体がこわれてしまいます。」というサインです。
- ◇お話をすると、温かい気持ち、安心した気持ち、ほっとした気持ち、たのしい気持ち、大好きという気持ち・・・びっくりするほど気持ちは変わります。
- ◇先生や家の人にお話をしてください。みなさんが困っているのに、そのことを話してもらえないと先生も家の人とても残念で悲しく思います。そして、みなさんを心配します。
- ◇話がまとまらなくても「先生ちょっと」と言ってみましょう。「お話があります」と書いてそっと手紙を渡してもいいと思います。

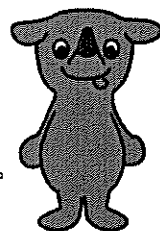
※どうしても先生や家の人にお話できないときは、下にあるようにほかにもお話できる場所があります。

◆◆いじめの相談機関◆◆

- ☆子どもと親のサポートセンター 0120-415-446 メール saposoudan@chiba-c.ed.jp
- ☆24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ☆ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター） 0120-783-497
- ☆子どもの人権110番 0120-007-110
- ☆千葉いのちの電話 043-227-3900

《ちがいがあってあたりまえ》

おもしろい人、まじめな人、元気な人、静かな人、ゆっくりとした人、せっかちな人…いろいろな人がいます。みんなちがいがあってあたりまえです。友達の中で自分とちがうところを見つけて、それを大切にしてください。そのことが友達への「優しさ」になります。

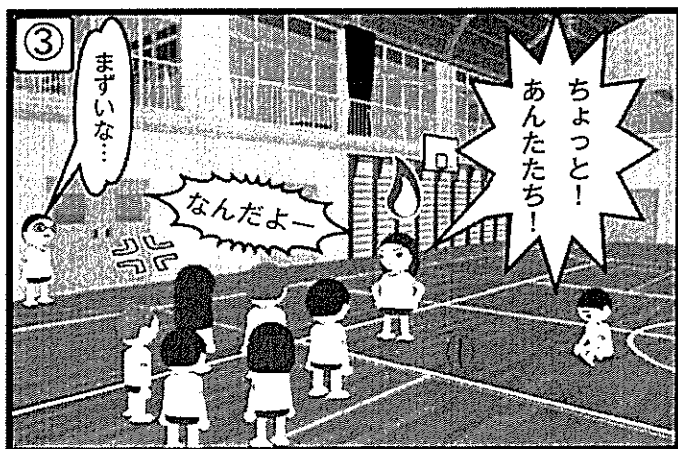
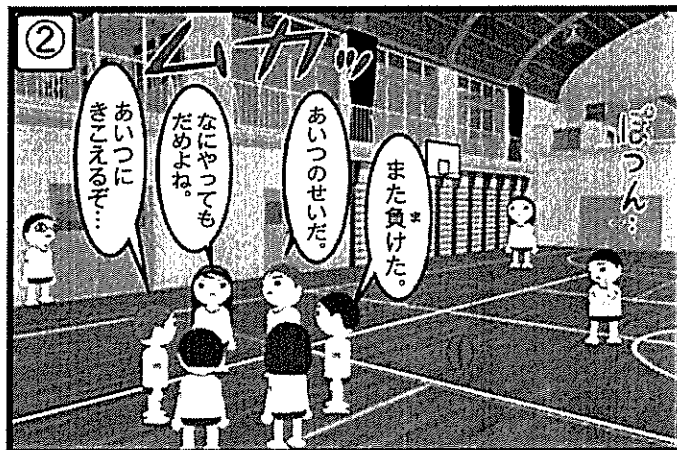
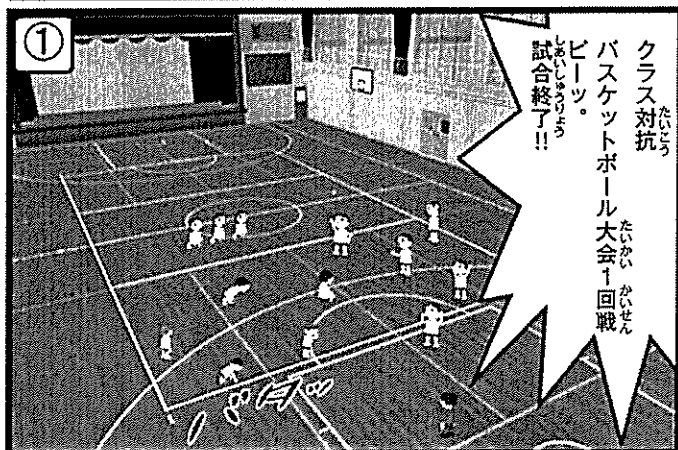


※国、千葉県、市町村、学校では、いじめを防いだり、いじめを受けた子供たちを守るためにきまりをつくり、みんなで協力して行動しています。気になることは、必ず相談してください。

いじめをゆるさない

安全・安心な学校を作る
ために
千葉県教育委員会

「いじめ」ってどんなこと？



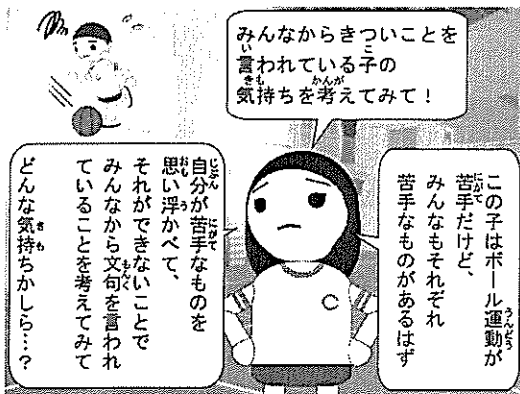
○まず、漫画を見てください。何が起きているかわかるかな？
説明してみてください。(できるだけくわしく書いてみましょう。)

(1)



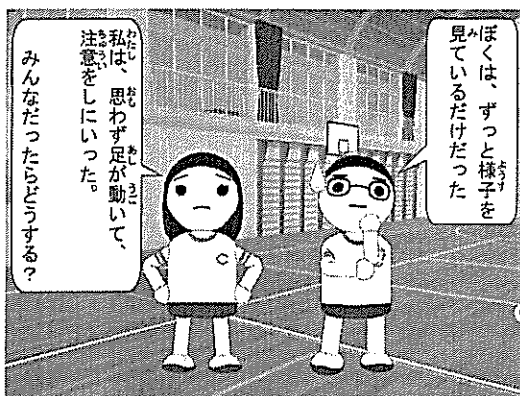
しあい こ もんく い
○試合でミスをした子に文句を言っちゃいけないの？

(2)



き も
○どんな気持ちかしら…？

(3)



○みんなだったらどうする？

(4)



ゆう き で
○なんで勇気が出なかったんだろう？

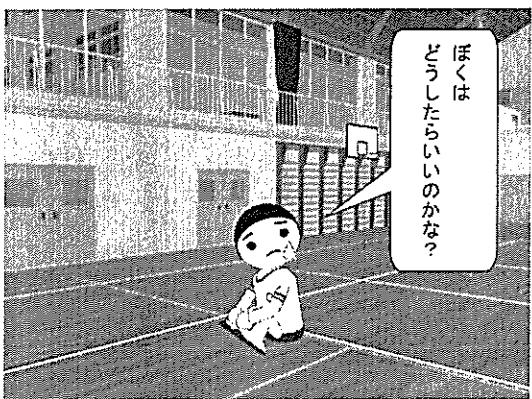
(5)

なに
○ぼくは何かできることはなかったのかな？



(6)

○ぼくはどうしたらいいのかな？



(7)

ことば
○どんな言葉をかけたらいいか かんがえてみて。
もんく い こ たい
【文句を言っている子に対して】



◎いじめについて考えてみよう

ひと おし
○人にされたいやなことを教えてください。「いじめってどういうことだろう？」

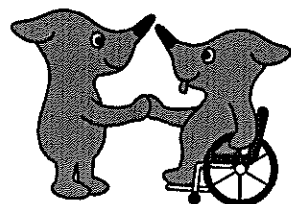
《いじめは今すぐやめる》

小さな頃にいじめられて、とても大きな心の傷を負ってしまい、大人になった今でもその傷がいやされずにいる人がいます。いじめは、取り返しがつかないものです。大人も子供も、等しく許されないものです。

- ◇ わざとではなくても人を傷つけてしまうことがあります。そのときの友達の様子を見れば、わかるはずです。そんなときは、なるべく早くていねいにあやましましょう。
- ◇ 汚い言葉や乱暴な言葉を使い続けていると、心は乱暴になり、知らず知らずのうちに友達の心を傷つけてしまいます。
- ◇ 悪口を言いたくなったときは、おなかに手をあてて、手のひらのぬくもりを感じながら、息を吸ったり吐いたりを繰り返しましょう。
- ◇ やさしい言葉をかけると、思いもしない反応が返ってきて、自分の心が温かくなることがあります。

※いじめは、法律に触れる犯罪行為として扱われる場合があります

- (例) {
- ・ 悪口を言う (侮辱罪や名誉毀損罪)
 - ・ たたく (暴行罪、傷害罪)
 - ・ 物を取る (窃盗罪)
 - ・ いやなことをさせる (強要罪)
- }



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

《いじめを先生や家の人に相談する》

あなたや友達がいじめを受けているとき、そのことを話してもらえなかった先生や家の方は、どんな気持ちになるのでしょうか？みんな皆さんのことを心配しています。いじめを受けたり、いじめに気付いたりした時は、先生や家の人など身近な大人に必ず相談してください。ていねいにみなさんのお話を聞いて、たくさんの人々が協力して問題の解決まで責任を持って対応します。

- ◇ いじめを受けている (いじめかどうか分からないけど、友達との関係でいやな気分になっているなども含みます。)
- ◇ いじめを見つけた (友達が悲しそうにしている、つらそうに見えるなど、気になるときがある)
- ◇ 自分がいじめをしているとき (本当にこんなことしていいのかな？と疑問に思う瞬間もあると思います。)

※ どうしても先生や家の人にお話できないときは、下にあるようにほかにも相談できる場所があります。

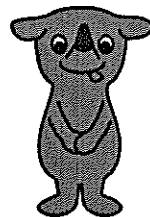
◆いじめの相談機関◆

- ☆子どもと親のサポートセンター 0120-415-446 メール saposoudan@chiba-c.ed.jp
- ☆24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ☆ヤング・テレホン (千葉県警察少年センター) 0120-783-497
- ☆子どもの人権110番 0120-007-110
- ☆千葉いのちの電話 043-227-3900

《ちがいがあってあたりまえ》

人はひとりひとり、みんなちがっています。ちがっているからうまくいっていることがたくさんあります。例えば、先生方にもいろいろなちがいがあります。きまりを守らなかったときにきびしくしかってくれる先生、こまったときにやさしく相談にのってくれる先生、休み時間にいっしょにあそんでくれる先生・・・いろいろな先生がいて、みんなが楽しく学校生活を送れるように見えています。

クラスも同じです。元気な子、静かな子、ゲームがとくいな子、本が好きな子・・・いろいろな友達と話をしたり、遊んだり、勉強したりできるから、クラスが楽しくなるのです。自分とちがうからといって意地悪をしたり、仲間はずれにしたりすると、自分も相手も傷つきます。友達の中にあるちがいをみとめて、大切にしてください。



※国、千葉県、市町村、学校では、いじめを防いだり、いじめを受けた子供たちを守るためにきまりをつくり、みんなで協力して行動しています。気になることは、必ず相談してください。



いじめを許さない

安全、安心な学校を作る
ために
千葉県教育委員会

1 いじめで悩んでいる人へ

今、とても悩み、苦しんでいると思います。

なぜ、こんなことになってしまったのでしょうか？ちょっとした友達との衝突や誤解がこじれていたり、かわるがわるターゲットを探していじめを行うような雰囲気がある集団だったり、あるいは、全く理由がわからないこともあるかもしれません。その苦しさから抜け出すために、少しだけ勇気を出して行動してください。

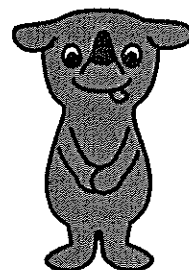
まず、次のことに注意して、いじめをする人たちやその仲間には加わっていない他の人たち（見ている人）をよく観察してください。

- ◇今のあなた（または友達）へのいじめも、なんとなく周りに合わせているだけの人はいませんか？
- ◇本当はどうにかしたいと思っていながらも、勇気が出せない人はいませんか？
- ◇あなたが苦しんでいることに、気付いている人はいませんか？

その人たちに働きかければ、状況を少しずつ変えていくことができます。しかし、「働きかけ」のが難しいと感じる事もあると思います。そのようなときは、先生や保護者の方々に相談をしてください。

先生や保護者の方々も、皆さんのことを心配して、一生懸命に考えてくれます。ちょっとしたサインでもいいので、直ぐに伝えてください。あなたが、少しでも行動を起こしてくれば、今、受けているいじめはもっと早く解決できるのです。

先生方は、今までたくさんのいじめや生徒同士のトラブルに対応した経験があります。あなたが相談したことが周りの人に知られないような方法や、あなたの思いに合わせた進め方など、いろいろな対応が可能です。話をすれば、一人で背負っている荷物を、話を聞いたみんなで背負うことになります。先生方は責任を持っていじめに対応します。



＊次のような行為はいじめです。すぐに相談してください。

千葉県マスコットキャラクター チーバくん

無視をされていたら？

友達と考え方や意見がすれ違った時、お互いに冷静になるために少し距離を取ることがあるかもしれません。しかし、「無視」は、明らかに誤った行動です。例えば、「和やかな雰囲気です話していたのに、その人が教室に入った途端に、みんなが話をやめる」というような状況を考えてください。無視をする人は「ただ話していないだけ」と説明をすることがありますが、実際は、意図を持った非常に激しい攻撃であり、相手を立ち直れないくらい傷つけるものです。

「無視」をされると、強い孤独を感じ、誰とも話することができなくなってしまうかもしれません。もし、そんな気持ちになったら、迷わず先生や親に相談してください。また、友達のそんな気持ちに気付いたら、優しく声をかけて、話を聞いてあげてください。

悪口を言われていたら？

相手を批判するようなことを言ったり、相手の気持ちを無視してしまったり、強い口調で話をしてしまうことがあると思います。このような時は、時間をかけて理解し合うことで、解決することもできます。一方、「悪口」や「暴言」は、相手を傷つけ、おとしめる行為です。直接相手に言うだけでなく、本人のいないところで「悪口」を言ったり、SNS等に書き込んだりすることも同様です。

「悪口」を言われ続けると不安になり、自分が本当に悪いのではないかと自分を責めてしまったり、自分に自信が持てなくなったりします。一人で考えていると、どんどんつらくなっていきますから、誰かと話す必要があります。良いところを認めてくれる人は必ずいます。先生、保護者、友人など真剣に話を聴いてくれる人はたくさんいます。

暴力を受けていたら？

「暴力」は、誰でも怖いものです。身体だけでなく、心も著しく傷つけられ、暴力を振るった人に二度と会いたくないと思ってしまいます。暴力は決して許されるものではありません。

だからこそ、毅然とした態度で対処しなければなりません。「暴力」に対して「暴力」で応じるのは間違いです。すぐに先生に教えてください。学校は、警察などと連携して厳しく対応します。

金品や嫌な事を強要されていたら？

「おごってよ」とか「〇〇やれよ」と言われて、嫌だと思っても断ることができなかったことはありませんか。断るとみんなから「嫌われる」、「嫌がらせをされる」、「暴力を受ける」など、いろいろなことが心配になって、言われるとおりにしてしまうかもしれません。しかし、要求に応じることはその場しのぎにはなるかもしれませんが、やがて要求がエスカレートして事態を悪化させます。

無理をせず、先生や保護者などの大人に相談してください。学校は、必要に応じて警察とも連携して対応します。何かを理由に「脅かされている」場合は、そのことも一緒に相談するのがよいと思います。相談した人の手助けを受けながら、解決を図ることが一番よい方法です。

*** 次のような行為は、犯罪になる場合があります。**

ひぼうちゅうしょう 誹謗中傷（悪口を言いふらし他人を傷つける）：名誉毀損罪（刑法第230条）、侮辱罪（刑法第231条）
めいよきそんざい
暴力行為など：暴行罪（刑法第208条）、傷害罪（刑法第204条）
おじょくざい
金品強要など：強要罪（刑法第223条）、恐喝罪（刑法第249条）

*** 学校は、警察など関係機関と連携して、毅然として対応します。**

2 いじめはすぐに相談する

いじめを受けている人は、そのことを誰にも相談できずにいます。自分さえ我慢していれば、いつかはやむだろうと、必死に耐えています。でも、それでは本当の解決になりませんし、また新たないじめを生むことにもなります。

いじめを受けていると恥ずかしい？

いじめを受けると、自信が持てなくなり、弱い自分が悪いと思い詰めてしまうかもしれません。でも、「弱い」と自分の状態を素直に表現できる方が、実は心が強いのです。以前、いじめを受けていた人が、今はいじめの側に回っていたり、逆にいじめていた人がいじめられていたり、ほとんどの人がいじめについて経験しています。誰もがいじめを経験し、悩んでいるのです。恥ずかしいなどと思う必要はありません。

言いつけることは卑怯？

いじめについて相談すること、訴えることは、決して卑怯ではありません。いじめをしている人が卑怯なのです。いじめに気付いていても、見て見ぬふりをしている人も同じです。誰にも相談せず、自分だけで解決しようとしても、問題がより深刻になってしまうこともあります。すぐに相談してください。

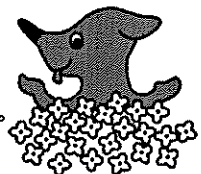
相談すると保護者が心配する？

保護者は、理由がわからないまま、自分の子供が普段の様子と違うと心配になります。気をつかって、子供の変化に気づかないふりをして様子を見ることもあります。子供が保護者に心配をかけないために元気を装い、我慢を続け、どんどん元気がなくなっていけば、さらに不安になります。元気を取り戻し、保護者を安心させるためには、事実を話してください。話しづらければ、学校の先生に頼んでもよいと思います。

相談するともっといじめがひどくなる？

いじめを相談したことが知られると、「もっといじめがひどくなるのではないか」「いじめをしている生徒がいじめを否定したら、何も変わらないのではないか」と心配する人もいます。いじめがさらにひどくなることを心配している人は、そのことを先生に伝えてください。

学校は、何よりもいじめを受けている生徒を徹底して守り抜くことを第一に対応します。いじめの被害者の心配をしっかりと受け止め、その気持ちに寄り添ってどのようにしたらよいかを考え、必要に応じて警察などの関係機関とも連携し、毅然と対応します。



大人に相談しても解決しない？

人間関係の修復を含めて、本当に解決するには時間はかかるとは思います。まず大事なことは、いじめをとめることです。先生方や相談機関の方々などは、これまでの経験も踏まえた専門的な対応が可能です。大人は、「わかってくれない」、「何もしてくれない」と決めつけずに、相談してください。

先生方は、何が何でも「学校に來い」とは言いません。いじめられている人が安心して学校に通うことができるように一生懸命考えます。学校に行こうと思うと体調が悪くなるなどの場合は、休んだり保健室に行ったりすることも選択肢のひとつです。それは、決して悪いことでも、逃げていることでもありません。むしろ、いじめに正面から立ち向かっている勇気のある行動なのです。先生方は、いじめられている人の心のケアや学習に支障がないように補習を行い、また、いじめを行っている生徒を指導して、みんなが安心して通える学校づくりに取り組んでいきます。

＊いじめで悩んでいたら、すぐに相談してください。

3 いじめをやめる・・・自分はいじめをしていないと思っても読んでください。

まず、自分はいじめを行っているか、行動を振り返ってください。友達との関係で、「あいつは何をやってもダメだな（相手をばかにしている）」「あいつは自分より下だ（命令する関係）」というような感覚を持っていると、自分ではいじめではないと思っていともいじめを行っている可能性があります。また、いじめとわかっていて、やり続けている人もいるかもしれません。

いじめの対象となっている人のことを、想像してみてください。毎日楽しく、のびのびと学校生活を送るという当たり前のことが、いじめにより踏みにじられているのです。そのことで、いじめを受けた人に一生消えない大きな傷を残し、人生そのものを狂わせてしまう場合もあるのです。自分のことに置き換えて考えてみれば、気持ちがわかるのではないのでしょうか。

また、いじめは被害生徒の保護者や祖父母、兄弟姉妹まで傷つけてしまい、被害生徒の家庭にも大きな影響を与えてしまいます。誕生を待ちかね、産まれてからは、毎日毎日大切に育て、うれしいときは一緒に喜び、悲しそうにしていれば励まし、ともに時間を過ごしてきた大切な子供が、いじめを苦にして自ら命を絶つようなことがあれば、家族に受け止めきれないような大きな悲しみを負わせることになります。

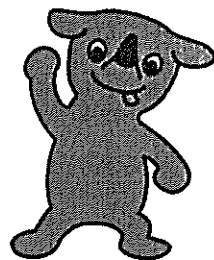
そして、いじめという行為は、いつかいじめの加害者に返ってきます。自分だけでは負いきれず、保護者にも責任が及ぶ場合もあり、どんなことをしてもつぐないきれない重荷を負ってしまうことになります。いじめの問題は、壊した物を弁償するようにはいかなのです。

＊いじめを今すぐやめて、先生や保護者に相談してください。相談が遅ければ、取り返しのつかないことになる可能性があります。

4 いじめをとめる

クラスや部活動などで、「ちょっとやり過ぎだな」とか「あんなばかなことやめればいいのに」などと思うことはありませんか。みんな人間関係のことが気になっていて、「なにかおかしいな」ということがあれば、気がついていないのではないのでしょうか。そんなときは、どうしたらよいのでしょうか。

「やめろよ」とも言えず、自分が次のターゲットとなることを心配して、注意することをためらっている人もいるかもしれません。確かに勇気があることですし、怖いと思うこともあります。そんな時は、次のことを考えてみてください。



◇自分はいじめをしない。自分がされて嫌だったことは、他の人には絶対に同じような思いをさせない。

◇人に親切にする。困っている人がいたら、自分ができていることを考えて手助けをする。

◇悩んでいる人がいたら一緒に考えて、先生や保護者に相談してみる。

これは、あらゆるいじめに対処する上で、とても大切なことです。今までも、実行しているという人もいますが、改めて確認してください。また、今までそうでなければ、すぐに実行してください。自分の行動に曇りがたないことは、大きな自信になります。

そして、いじめを自分の事として受け止め、どうやったらいじめをとめられるか、どうやったらいじめをなくせるか、みんなで考えてほしいのです。いじめを気にして、人の顔色をうかがってばかりいたら、学校は楽しくありません。みんなにとって安心・安全な学校になるために、先生方は一生懸命頑張っていますから、それぞれができる方法で先生方に協力してください。

5 互いの違いを認めよう

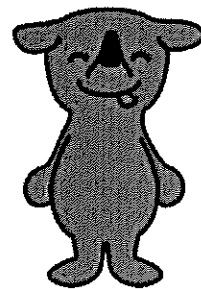
人間はみんな違っていいし、違っていいのです。クラスや部活動で、「あいつ変わっているな」と多くの人が否定的な言葉や態度を示していると、その人は自分が何か悪いことをしているのではないかと不安になり、まわりに合わせようとして無理をしたり、人と接するのを避けてしまったり、自分を変えるようになってしまいます。そのような集団は、他の人にとっても居心地がよい場所とは言えないでしょう。

一方、ユニークな友達として、その個性を受け入れている場合があります。そのような集団では、みんなが自分を繕わず、のびのびと過ごせるのです。そして、自分が受け入れられていることで自然と感謝の気持ち（無意識かもしれませんが）があらわれてきて、人に優しくなり、自分がいる集団を大切にしようと考えます。

「嘘をついてしまう」とか「冷たくしてしまう」などは、自分で意識して直していかなければなりませんが、本来の変える必要のない自分らしさ（個性）については、まず自分自身がそれを認めてみましょう。そして同時に、友達の個性も認めてください。学校では、いろいろな意見がぶつかったり、思い違いをしたりして、お互いの短所を指摘し合ってトラブルになることがあります。そんな時は、

*** しっかりと相手の意見を聴き、自分の考えを述べて、お互いに歩み寄ることが大切です。**

そうすることで、友達の新しい長所が見えてきたり、自分の短所だと思っていたところが実は長所だったと気付いたりすることもあります。お互いの違いを認めることは、自分自身の自信にもつながります。



6 いじめについて話してください

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されました。また千葉県では、法律を受けて平成26年4月に千葉県いじめ防止対策推進条例が施行されました。さらに皆さんが通う全ての学校に、学校いじめ防止基本方針が定められています。国をあげて、県をあげていじめの問題に取り組んでいます。

なお、平成29年11月、県はいじめ防止基本方針が改定されました。詳細は県ホームページをご覧ください。

*** いじめを受けていたり、いじめを見つけたりしたら、声をあげてください。**

◇学校の先生へ相談しましょう。

（担任の先生だけでなく、誰でもいいので話しやすい先生に相談しましょう。）

◇保護者や大人に相談しましょう。

*** 次のような機関でも相談ができます。**

○子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

※学校や家庭生活、友達のこと、心や体についての悩みに関する相談

毎日24時間受付

E-mail saposoudan@chiba-c.ed.jp

※メール相談の際は、なるべく学校名や氏名を伝えてください

○総合教育センター特別支援教育部 043-207-6025

E-mail sosesoudan@chiba-c.ed.jp

○24時間子供SOSダイヤル（全国共通ダイヤル）0120-0-78310

○ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター） 0120-783-497

※20歳未満の少年に関すること

○子どもの人権110番（千葉地方法務局人権擁護課） 0120-007-110

※子供の人権に関する相談

8時30分～17時15分

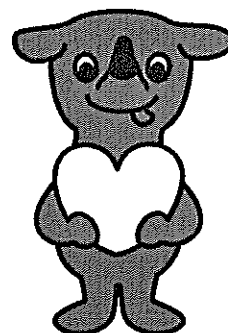
○千葉いのちの電話 043-227-3900

○ライトハウス ちば（千葉県子ども・若者総合相談センター） 043-420-8066

※子ども・若者の抱えるあらゆる問題や悩み事に関する相談（相談先の紹介）

火～日10時00分～17時00分（月曜が祝日の場合は相談受付あり、その場合翌火曜休み）

E-mail lighthouse@abeam.ocn.ne.jp（相談受付専用）



一人で悩まず相談しよう

いじめを許さない

安全・安心な学校を作る ために

千葉県教育委員会

1 子供の心の声、聞こえますか？ ～耳をすまし、目をこらすポイントがあります～

いじめを受けている子供たちは、自尊心からいじめを受けているという事実自体を認めたくない場合や無意識のうちに事実を否定している場合があるほか、周囲に心配を掛けたくない、相談することでよりいじめが深刻化するのではないかなど様々な思いや考えから先生や保護者、友人など誰にも相談しないことがあります。

また、いじめの加害についても、先生が気づきにくい状況で行われる傾向があり、発見が難しい場合があります。いじめの早期発見に向けて学校では、アンケート調査や個別の面談など注意深く子供たちを見守っていますが、御家庭からの情報がとても大切です。

次のチェックリストを参考にして、気にかかる点がありましたら、すぐに学校に相談をしてください。

いじめのサイン発見チェックリスト

朝（登校前）

- ☐ 起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕（下校後）

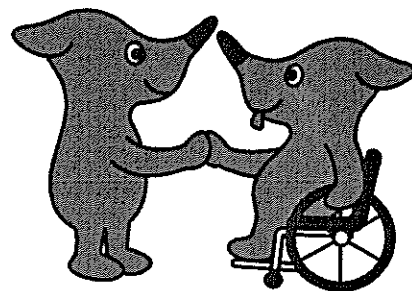
- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強をしなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。

夜（就寝前）

- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友達の話がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

夜間（就寝後）

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

「いじめ」をしていますか。

*いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えない物を持っている。

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- 子供にとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- 様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子供に次のようなことは言わないようにしましょう。

「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」

「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

（森田洋司氏（大阪市立大学名誉教授／いじめ防止基本方針策定協議会座長）監修政府広報 文部科学省 より作成）

※ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談してください。

○子供の思考力は、対話のなかで鍛えられます。

毎日、様々な社会問題や事件が報道されています。また、身近なところでも判断に迷うような出来事がしばしばおこります。こんな時、自分はどうかを子供に伝え、子供からは、意見を聞くなど、互いの考えを伝え合うことは、子供たちの中に正義や公正などの価値観を築いていく上で大きな影響を与えます。成長過程では子供によって、保護者の話に耳を傾けなくなる時期もありますが、それでも保護者の普段の言動は、大きな影響を与えます。保護者がまわりの人々にどう接しているか、その立ち居振る舞いは、日々の家庭教育に直結しています。「いじめはなぜいけないの？」と子供に聞かれて、うまく言葉では説明ができなくても、繰り返し、見聞きする大人の行動が人格形成期の子供たちに染み入ることを考えれば、行動で示すことも有効です。

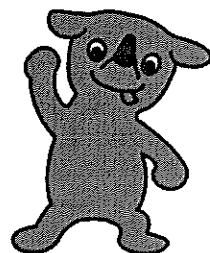
○子供を取りまく環境とストレスについて考えてみましょう。

いじめの背景には、子供たちが抱える様々なストレスが関係していると言われています。学校でも子供たちに過重なストレスがかからないよう注意していますが、ストレスをうまく解消することは家庭でも重要な視点です。

子供たちの中には、集団から孤立することを恐れて、刻々と変化するクラスの状況に絶えず神経を尖らせていたり、友だちからどう思われているかを思い悩んでいたりと人間関係で大きなストレスを抱えている場合があります。また、成績や進路、部活動でレギュラーとなるための競争なども状況によっては大きなストレスとなります。

本来、家庭には、ストレスの多い社会から戻ってきて緊張から解き放たれ、自分を癒していく機能が期待されています。どんなに疲れて遅く帰ってきても、すぐに眠ることができないのは、本来の自分自身をとり戻すために一定の時間が必要だからであると指摘する人もいます。しかし、現在は、SNSなどを通して、絶えず友だちと連絡を取るなど、家庭に戻っても学校での人間関係を切り離せない状況があり、ストレスの解消が難しくなっています。

また、個々の子供たちをとりまく環境もいじめの背景を理解する上で重要です。いじめも含めて問題行動がある子供たちの様子を詳しく確認すると、大人から受容される経験（ありのままを認め、愛し、信じてくれる大人との出会い）が極端に不足し、自己肯定感が低いことがよくあります。環境の改善には物理的な問題など、難しさもありますが、子供たちの情報を学校と家庭が共有し、関係機関等と連携して対応することで、好転することがあります。



ストレスのサイン

こころのサイン	体のサイン
☐ 不安や緊張が高まり、イライラしたり怒りっぽくなる ☐ ちょっとしたことでも驚いたり、急に泣き出したりする ☐ 気分が落ち込んで、やる気がなくなる ☐ 人づきあいが面倒になって避けるようになる	☐ 肩こりや頭痛、腹痛、腰痛などの痛みが出てくる ☐ 寝つきが悪くなったり、夜中や朝方に目が覚める ☐ 食欲がなくなって食べられなくなったり、逆に食べすぎてしまう ☐ 下痢したり、便秘しやすくなる ☐ めまいや耳鳴りがする

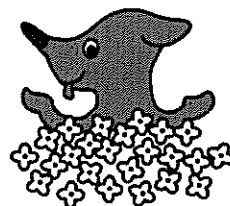
（こころもメンテしよう～若者のためのメンタルヘルスブック～厚生労働省より作成）

ストレスの解消方法として「運動をする」「音楽を聴いたり歌を歌ったりする」「今の気持ちを紙に書いてみる」「おしゃべりをする」「好きな本を読む」「映画を観る」「絵画を鑑賞する」「風呂にゆっくり入る」「里山など自然に触れる」「おいしいものを食べる」など様々なものがあります。ストレス解消のために「あれをしる、これをしる」と言ってもなかなか言うとおりに行動しない場合でも、例示したようなことを家族が自然にしている状態を見て、まねをすることがあります。ストレスが気になるときは、それぞれの子供にあった方法について少し背中を押してあげてください。

○「個性の尊重」とは何でしょう。

人格形成期にある子供たちは自分自身を客観的に捉え始め、本来こうありたいと思いがき、もがきながらも変え難い部分を認めて、全体として自分を受け入れていく途上にあります。

例えば、当たり前ですが「明るく元気な子供」もいれば「物静かな子供」もいます。これは、どちらがよいとか優れているということではありません。しかし、社会にはある種のバイアス（先入観や偏見）がかかることがあり、場合によっては「物静かな子供」は「根暗な子」（暗いことは悪いわけではありませんが）とレッテルを貼られ、必死に自分を変えようとしていることがあります。しかし、変えられずに失望している子供がいます。よく言われる、「個性の尊重」とは、子供たちが、本来変える必要がない個性を変えなくてはいけないと思いこんだり、プレッシャーを受けたりせずに、ありのままにいられる学校や家庭を実現することではないでしょうか。子供の個性を尊重し、よいところを積極的にほめていく教育は、学校、家庭ともに大切です。



3 いじめ問題について学校の取組は？

- 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、公表しています。
- 「いじめの防止等の対策のための組織」（各学校で「いじめ防止対策委員会」等の名称を自由につけています。）を設置し、いじめ問題に対応しています。
- いじめの早期発見のためアンケート調査や個別面談等を実施しています。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して教育相談体制を充実させています（配置されていない学校もありますが、配置校と調整して、スクールカウンセラー等を派遣するなど対応しています。）。
- いじめの未然防止のため「子供たち自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組」など、各学校の実態に応じて指導しています。

4 いじめを見つけたらどのように対応するか？

○学校の対応は…

通常は担任の先生を窓口として、学校や家庭、関係機関等が連携して対応することになります。学校は、「いじめの防止等の対策のための組織」を活用して対応するため、担任の先生に話した内容は、校長先生をはじめとして学校内で情報が共有されます。また、事案によっては、学校が教育委員会と連携して対応する場合もあります。

いじめを見つけた場合、最も優先すべきことは、いじめを受けている子供を保護することです。学校、家庭、関係機関が連携して確実に保護を行います。具体的には、加害者からの接触を遮断し（※1）、心のケアをはじめます。あせらずゆっくりと、傷ついている子供のペースに合わせて話を聴きます。何も話さない場合であっても、時間を共有することが大切であり、その時々で感情を共有しながら声かけをしてゆっくりと待ちます。必ず、いじめを解決するという気持ちが大切であり、この気持ちを抱きながら、空間と時間を共にすることで徐々に信頼関係が育まれていきます。

このような過程を経て、被害者、加害者及びまわりの児童生徒へのアンケート調査や聴き取りなどにより、正確に事実を把握し、解決に向けて話し合い等を行います。

いじめ問題への対応は大変デリケートです。被害者の不安や心配をしっかりと受け止め、加害者の反応や行動を何通りも想定し、最終的な到達点を見失わずに指導を行っていきます。そこには、被害者、加害者の保護者との連携はもちろん、いじめが発生した集団に所属するすべての子供たちと保護者の協力が必要です。

（※1）必ずしもすべての事例にあてはまるというものではありませんが、被害者の心的被害の状況を考慮し、いじめの事実を正確に聴き取る上で、加害者から接触を受けないという安心感を与えることが重要です。

○いじめ問題の解決には保護者（被害、加害とも）、教員、関係機関の職員等、大人の協力が大切です。

自分の子供がいじめを受けたら

いじめのために「毎日、楽しそうに笑っていた子供から笑顔が消え、性格が変わってしまったようにふさぎ込んでいる。」「消しがたい大きな心の傷を負ってしまった。」「朝になると吐き気がしたりお腹が痛くなったりして学校に行けない。」「…こんな状態になったら保護者として許せることではないと思います。いじめから子供を守ることを第一優先に考えながらも、「学校はなぜ気づかなかったのか。」「加害者の保護者は、どんな教育をしているのか。」「なぜこの子がこんな目に遭うのか。」「そんな気持ちが生まれるのも当然だと思います。これらの思いに整理をつけ、いじめの解決に向けて考えを前に進めるためには時間がかかるかもしれません。そんな時、率直に、今の思いを先生やカウンセラー、各種相談機関に話してください。そして少しずつ考えを前に進めてください。被害者の保護者、加害者の保護者、学校の先生の間でしっかりと話ができる関係がつけられると問題が好転していきます。子供たちには柔軟性があり、解決に向けた潜在的な力もあります。それを引き出すためには関係する大人の協力や連携がとても大切です。

自分の子供がいじめを行っていたら

事実を正確に受け止めてください。その上で、厳しくも、大切に思いながら指導することが重要です。自分の子供をかばうあまり被害児童生徒の小さな問題を指摘し、自分の子供の行為を正当化することがありますが、このことは、子供から反省の機会を奪ってしまうことになります。また、被害児童やその保護者に二次的な苦しみを与えることとなり、さらに問題を深刻化させます。成長過程にある子供たちは、反省してかわっていく可能性を十分持っていますので、よく話を聴き、誤りを直していくことが大切です。そして、いじめを行った子供の背景に目を向けてください。「子供の頃から暴力を受けている。」「いつも叱られてばかりでほめられた経験が少ない。」「ひとりぼっちで寂しい思いをしている。」「自分以外の兄弟（姉妹）ばかりをかわいがっていると思っている。」「以前にいじめを受けていた。」など様々な背景があります。背景を把握して、学校とともにその改善や精神的なケアを丁寧に行い、いじめを行っていた子供たちが、問題の解決を通して本当に信頼できる大人の存在を確認できることが重要です。



いじめのことで気になることがあったら小さなことでも遠慮せず相談してください。

5 千葉県いじめ防止対策推進条例では…

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法を受けて、平成26年4月に千葉県いじめ防止対策推進条例が施行されました。

○「いじめ」という行為が定義されています。(条文の要約)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○千葉県いじめ防止基本方針を策定しました。(平成26年8月)

○県が実施すべき施策が明記されました。

- ・相談及び情報収集体制の充実
- ・いじめの予防や早期発見のための取組の推進
- ・教職員の資質の向上やスクールカウンセラー等を含めた人材の確保
- ・いじめの防止等のための啓発活動（4月がいじめ防止啓発強化月間）
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策

○保護する児童生徒に対する保護者の役割が明記されました。

- ・いじめを受けた場合に適切に保護する
- ・いじめが絶対に許されない行為であることを理解させる

○千葉県いじめ防止基本方針を改定しました。(平成29年11月)

※詳しくは、千葉県ホームページに本文がアップロードされていますので、御覧ください。〔「千葉県いじめ防止対策推進条例」「千葉県いじめ防止基本方針」で検索、又は右のQRコードを御利用ください。〕



千葉県いじめ防止対策推進条例



千葉県いじめ防止基本方針

6 いじめの相談と通報は？

まず、学校に相談してください。

なんらかの理由で学校に相談ができない（しにくい）場合やより専門的な立場からアドバイスを受けたいなどの場合は、各種相談機関があります。

○子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

※学校や家庭生活、友達のこと、心や体についての悩みに関する相談
毎日24時間受付

E-mail saposoudan@chiba-c.ed.jp

※メール相談の際は、なるべく学校名や氏名を伝えてください

○総合教育センター特別支援教育部 043-207-6025

E-mail sosesoudan@chiba-c.ed.jp

○24時間子供SOSダイヤル（全国共通ダイヤル） 0120-0-78310

○ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター） 0120-783-497

※20歳未満の少年に関すること

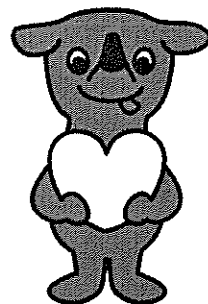
○子どもの人権110番（千葉地方法務局人権擁護課） 0120-007-110

※子供の人権に関する相談
8時30分～17時15分

○千葉いのちの電話 043-227-3900

○ライトハウス ちば（千葉県子ども・若者総合相談センター） 043-420-8066

※子ども・若者の抱えるあらゆる問題や悩み事に関する相談（相談先の紹介）
火～日10時00分～17時00分（月曜が祝日の場合は相談受付あり、その場合翌火曜休み）
E-mail lighthouse@abeam.ocn.ne.jp（相談受付専用）



○いじめへの学校の対応について相談したいときは学校を所管している教育委員会へ連絡してください。

- ・市町村立学校は市町村教育委員会に連絡し「いじめへの学校の対応について」とお伝えいただければ、担当部署と相談ができます。
- ・県立学校は県教育委員会児童生徒課生徒指導・いじめ対策室（043-223-4054）となります。



いじめのない安全・安心な教育環境をつくるために ～『千葉県いじめ防止基本方針』が改定されました。～

対応のポイント①

～基本的な考え方(いじめの定義、インターネット上のいじめ)～

改定された国の基本方針を参酌し、県内のいじめの実情に合った基本方針となるように見直しが行われ、平成29年11月に『千葉県いじめ防止基本方針』が改定されました。改定をふまえた対応のポイントを以下に示します。

1 いじめの定義

(事例)

Aさんは、同じクラスのBさんに、ふざけながら頭をたたかれた。Aさんは泣きながら担任のところへ駆け寄り、「Bさんにたたかれた」と訴えた。担任は、Bさんに事実を確認したところAさんをたたいたことを認めためたため注意した。AさんがBさんにたたかれたのは、後にも先にもこの日だけである。

この事例はいじめにあたると思いますか？ YES NO

ポイント ⇒ 「けんかやふざけ合い」であっても、いじめとして背景にある事情を調査すること

(定義) いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、この場合、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織で情報共有することが必要となる。

2 インターネット上のいじめ

(事例)

ある学校で、生徒Aのスマホ(SNS)に友達の身体的な点をからかう画像が掲載されていることを担任Bが見つけた。投稿した子どもはリーダー格であり、担任としては問題が大きいと思い、管理職と相談した結果、早急に家庭訪問をすることになった。家庭訪問で事情を説明したところ、掲載した子どもはこうした投稿はまずいと思って、掲載した翌日には削除しており、保護者は、やったことは悪いことだと認識しつつも、遊び半分のことであり、既に削除したもののだから問題はないと言っている。

この事例はすでに削除してあるので対応しなくてよい？ YES NO

ポイント ⇒ 「画像や動画が消去されたもの」であっても、インターネット上のいじめとして事情を調査すること



インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」）への対応として、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。一度インターネット上で拡散してしまたいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

※担任ひとりで悩まずに、学校全体で組織的に対応すること。

対応のポイント② ～いじめ防止等の取組の具体化～

1 いじめの防止

《学級担任等》

- ・日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

《養護教諭》

- ・学校保健委員会等の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

2 早期発見

《学級担任等》

- ・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間、放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。



《養護教諭》

- ・保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒指導担当教員》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

3 いじめに対する措置

(1) 情報収集

- ・発見、通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどしていじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻に個別の聞き取りを行う。

(2) 指導・支援体制を組む

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割分担)
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 子どもへの指導・支援

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、不満やストレスがあってもいじめに向かうのではなく、適切に対応できる力を育む。

《保護者との連携》

- ・家庭訪問(加害者側にも被害者側にも、学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

4 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

対応のポイント③

～いじめ防止等のために学校が実施すべき施策～

学校のいじめ防止等の対策の確認

○あてはまるものにし点を付けてください。

☐ いじめへの対応に当たり、丁寧な説明を正確に行っている。

☐ 学校のいじめ対策組織の構成メンバーや役割について知っている。

☐ 協議や対応する内容に応じて組織の構成が柔軟に定められていることを知っている。

☐ 教員のいじめの対応力強化やいじめの組織的な対応についての校内研修を行っている。

☐ いじめ問題に対する学校の基本理念、姿勢を全教職員が共通理解している。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、法第13条に基づき自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。基本方針には、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りのために、年間の学校教育活動全体を通じて、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

策定した基本方針は、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時、年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策の為に組織を置くものとする。

「学校いじめ対策組織」は、法第22条に基づき、当該学校の複数の教職員（管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から各学校の実情に合わせて決定）や心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される。

心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーその他専門的な知識を有する者として、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とすることが必要である。

学校いじめ対策組織は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応できるような体制とすることが必要であり、特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うこと。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て当該組織に報告・相談する。情報は、児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

警察や児童相談所等外部機関との連携も重要です。

対応のポイント④

～重大事態への対処(法第28条)～

① 重大事態を把握する端緒

- (1) 第1号 いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
(2) 第2号 いじめにより相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
※児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が重大事態とは言えないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして対策組織をつくり調査・報告を行う。

② 重大事態の報告

重大事態に該当すると判断した場合、公立学校は設置者の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ事態発生について報告する。国立学校は学長を通じて文部科学大臣へ、私立学校は所轄する県知事へ報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止のために行う。調査主体は、学校が主体となっていく場合と、学校の設置者が主体となっていく場合がある。公立学校の場合は設置者は教育委員会、国立学校は国立大学法人、私立学校は学校法人が設置者となる。

④ 調査を行うための組織

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設ける。組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

⑤ 調査の実施

いじめ行為が「いつ、誰から行われ、どのような態様が、背景事情や人間関係、学校・教職員の対応」等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること。調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。

⑥ 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供をする。調査結果は、公立学校は地方公共団体の長へ、国立学校は文部科学大臣へ、私立学校は県知事へ、それぞれ報告する。

※詳しくは、千葉県ホームページに本文がアップロードされています。

(「千葉県いじめ防止対策推進条例」「千葉県いじめ防止基本方針」で検索、又は右のQRコードを御利用ください。)



千葉県いじめ防止対策推進条例

対応のポイント⑤

～調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は知事による再調査及び措置～

① 再調査

文部科学大臣、地方公共団体の長、県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項による調査について再調査を行う。

② 再調査を行う機関の設置

附属機関として専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。ただし、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。

③ 再調査の結果を踏まえた措置等

公立学校の場合、地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。国立学校や私立学校も法の規定に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

いじめをみんなでなくそう やさしいきもちがいちばん



いじめているつもりはなくても、
あいてが「いやだな」と感じることは、
「いじめ」です。
あいてが いやな気持ちになる
ことはぜったいにやめよう。
ちょっかい、からかい、わるぐち、
いやがっているように見えても
本当は、とてもきずついている
ことがあります。
あいての気持ちわかりますか。

みんなのいじめをなくすゆうきで
いじめをゆるさないしゅうだんにしよう

「はなす」ゆうき
いやだなと思ったらだれかに話そう。
「やめる」ゆうき
いじめている人は今すぐやめよう。
「とめる」ゆうき
いじめを見つけたらみんなで止めよう。
「みとめる」ゆうき
その子らしさや自分のよさもみとめよう。

年 組 名前 _____ の
「 _____ 」ゆうき

小学生低学年用 千葉県教育委員会

ひとりでなやまず かならずそうだんしよう

まずだれかにそうだんしよう。
先生や家族など、近くの大人にそうだんしよう。
電話そうだんもできます。一人でなやまず、そうだんしてください。

子どもと親のサポートセンター
0120-415-446

24時間子供 SOS ダイヤル
0120-0-78310

千葉県警察少年センター
(ヤング・テレホン) ▶▶ 0120-783-497

千葉いのちの電話 ▶▶ 043-227-3900

子どもの人権 110 番 ▶▶ 0120-007-110

チャイルドライン千葉 ▶▶ 0120-99-7777

よりそいホットライン ▶▶ 0120-279-338

かけがえのない
あなたの心と体が
何より一番
大切です。

千葉県マスコットキャラクター
「チーパくん」

いじめをみんなでなくそう やさしいきもちがいちばん



いじめているつもりはなくても、
相手が「いやだな」と感じることは、
「いじめ」です。
相手がいやな気持ちになることは
絶対にやめよう。
ちょっかい、からかい、悪口、
いやがっているように見えても
本当は、とてもきずついている
ことがあります。相手の気持ちが
わかりますか。

みんなのいじめをなくす勇気で
いじめをゆるさない集団にしよう

「はなす」勇気
いやだなと思ったらだれかに話そう。
「やめる」勇気
いじめている人は今すぐやめよう。
「とめる」勇気
いじめを見つけたらみんなで止めよう。
「みとめる」勇気
その子らしさや自分の良さもみとめよう。

年 組 名前 _____ の
「 _____ 」勇気

小学生高学年用 千葉県教育委員会

ひとりでなやまず必ず相談しよう

まずだれかに相談しよう。
先生や家族など、近くの大人に相談しよう。
電話相談もできます。一人でなやまず、相談してください。

子どもと親のサポートセンター
0120-415-446

24時間子供 SOS ダイヤル
0120-0-78310

千葉県警察少年センター
(ヤング・テレホン) ▶▶ 0120-783-497

千葉いのちの電話 ▶▶ 043-227-3900

子どもの人権 110 番 ▶▶ 0120-007-110

チャイルドライン千葉 ▶▶ 0120-99-7777

よりそいホットライン ▶▶ 0120-279-338

かけがえのない
あなたの心と体が
なにより一番
大切です。

千葉県マスコットキャラクター
「チーパくん」

いじめをみんなでなくそう やさしいきもちがいちばん



いじめているつもりはなくても、
相手が「嫌だな」と感じることは、
「いじめ」です。
相手が嫌な気持ちになることは
絶対にやめよう。
軽い気持ちで言った悪口や
からかいで、相手が一緒に
笑っているように見えても
本当は、とても傷ついている
ことがあります。
相手の気持ちがわかりますか。

みんなのいじめをなくす勇気で
いじめをゆるさない集団にしよう

「はなす」勇気
嫌だなと思ったら誰かに話そう。
「やめる」勇気
いじめている人は今すぐやめよう。
「とめる」勇気
いじめから目をそらさずみんなで止めよう。
「みとめる」勇気
その人らしさや自分の良さも認めよう。

年 組 名前 _____ の
「 _____ 」勇気

中学生・高校生用 千葉県教育委員会

ひとりで悩まず必ず相談しよう

まず誰かに相談しよう。
先生や家族など、近くの大人に相談しよう。
電話相談もできます。一人で悩まず、相談してください。

子どもと親のサポートセンター
0120-415-446

24時間子供 SOS ダイヤル
0120-0-78310

千葉県警察少年センター
(ヤング・テレホン) ▶▶ 0120-783-497

千葉いのちの電話 ▶▶ 043-227-3900

子どもの人権 110 番 ▶▶ 0120-007-110

チャイルドライン千葉 ▶▶ 0120-99-7777

よりそいホットライン ▶▶ 0120-279-338

そっと悩みを相談してね
SNS相談 @ ちば

千葉県マスコットキャラクター
「チーパくん」

そっと悩みを相談してね 中高生「SNS相談@ちば」



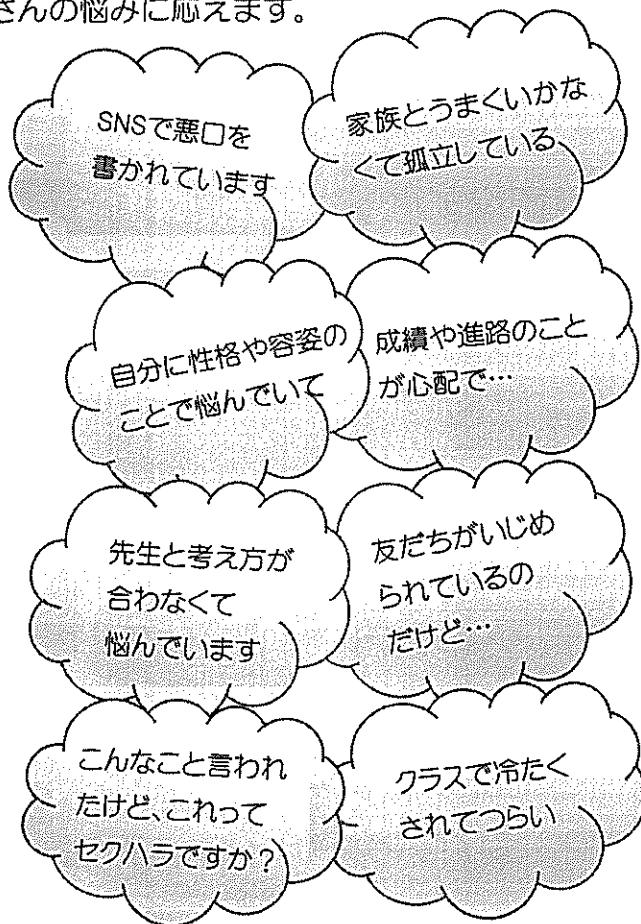
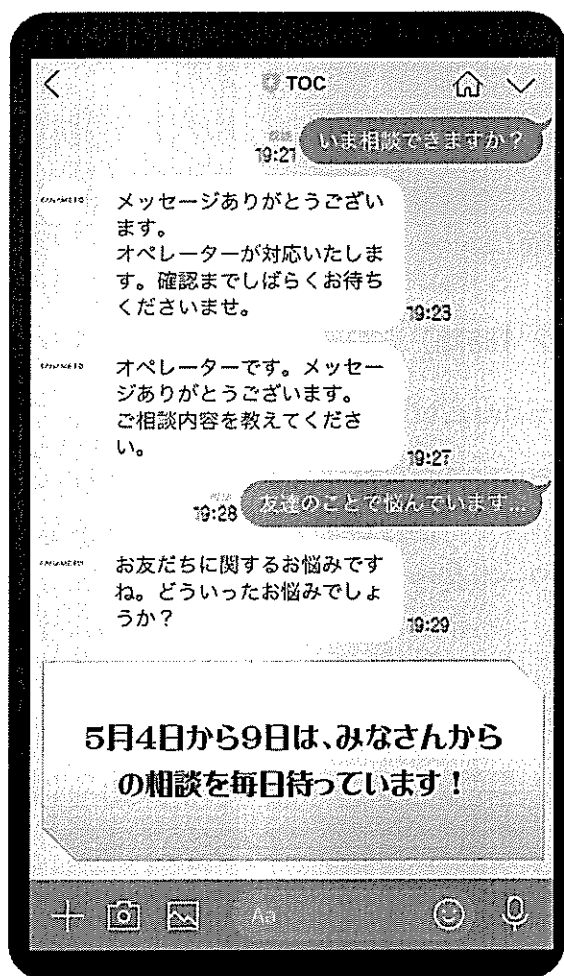
相談期間

令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木) の毎週 火曜日、木曜日、日曜日
相談時間は、17時～21時。ただし、次の期間については毎日相談を実施します。

5月 4日(火) ～ 5月 9日(日)

・8月26日(木)～9月 2日(木) ・1月 4日(火)～1月 7日(金)

県内の中高生を対象に、LINEを使った相談窓口を開設しています。面と向かっては相談できないこと、思い悩んでいることがあれば、どのようなことでも気軽に相談してください。専門のカウンセラーが、みなさんの悩みに応えます。



今は悩みがなくても、いつでも相談できるように登録してね。

右のQRコードを読み取る

「SNS相談@ちば」を「友だち追加」

「トーク」でメッセージを送る



QRコード

千葉県教育委員会



悩んでいる、気持ちが落ち込む、落ち着かない、いらいらする、やる気がおこらない、眠れない、食欲が出ない…

こんなとき、誰かと話をすると気持ちがすっきりしたり、ほっとしたり、楽になることがあります。



自分の気持ちに違和感があったときはSNS相談をはじめ電話や対面などたくさんの相談方法がありますのでぜひ利用してください。

※ 中学校は全学校に、高等学校は各学校のまとまりごとに、SC（スクールカウンセラー）が配置されています。SCとの面談方法は、直接学校の先生に聞いてください。

～ 相談窓口 ～

24時間子供SOSダイヤル（全国共通） 0120-0-78310

千葉県子どもと親のサポートセンター（24時間） 0120-415-446

Eメール相談 saposoudan@chiba-c.ed.jp



子どもの人権110番（全国共通）（千葉法務局内 月～金 8:30～17:15）

0120-007-110

ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00）

0120-783-497

千葉いのちの電話（24時間）

043-227-3900

チャイルドライン千葉（月～土 16:00～21:00） 0120-99-7777

ライトハウスちば（千葉県子ども・若者総合相談センター 火～日 10:00～17:00）

043-420-8066

よりそいホットライン（24時間）

0120-279-338

千葉県精神保健福祉センター

※ 新型コロナウイルス感染症に係る心のケア（平日 9:00～18:30）

043-263-3893



令和3年度 鴨川市いじめ問題対策調査会

【資料A】

- | | | |
|---|-----------------|---------|
| 1 | 鴨川市いじめ防止対策推進条例 | P 1 ～ 5 |
| 2 | 鴨川市いじめ問題対策調査会規則 | P 6 |
| 3 | 鴨川市いじめ防止基本方針 | P 7 ～19 |
| 4 | 鴨川市いじめ防止基本方針概要版 | P 20～23 |

○鴨川市いじめ防止対策推進条例

平成28年3月24日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)及び千葉県いじめ防止対策推進条例(平成26年千葉県条例第31号)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにし、及び市の施策に関する基本的な事項を定め、並びにいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- (5) 市立学校 鴨川市立小学校設置条例(平成17年鴨川市条例第75号)第2条に規定する小学校及び鴨川市立中学校設置条例(平成17年鴨川市条例第76号)第2条に規定する中学校をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童等を現に監護する者をいう。
- (7) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、関係機関と連携して、いじめの防止等のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(学校の設置者の役割)

第6条 学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び学校が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守りを行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、いじめを発見した場合又はその疑いがあると思料する場合には、市、学校その他の関係機関に情報を提供するよう努めるものとする。

(市立学校及びその教職員の役割)

第9条 市立学校及びその教職員は、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民及び関係機関と連携を図りつつ、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校においていじめが発生した場合又はその疑いがある場合には、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

2 市立学校は、いじめの防止等に当たり、その教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うものとする。

3 市立学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。

(市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針として、本市の実情に応じ、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「市いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市は、市いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、法第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針(以下「国いじめ防止基本方針」という。)及び千葉県いじめ防止対策推進条例第11条第1項の規定により千葉県が定める県いじめ防止基本方針(以下「県いじめ防止基本方針」という。)を参酌するものとする。

3 市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- (2) いじめの防止等のための対策に関する事項
- (3) いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項
- (4) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

4 市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、及びいじめの防止等のための対策に関する評価を踏まえ、市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

5 市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(市立学校いじめ防止基本方針)

第11条 市立学校は、法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針として、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(相談体制及び情報収集体制の充実)

第12条 市は、児童等、保護者、市立学校の教職員その他のいじめの防止等に関係する者が安心していじめに関する相談を行うことができる体制の充実を図るものとする。

2 市は、迅速かつ適切にいじめの防止等のための対策を実施するため、関係機関と相互に連携し、いじめに関する情報の収集を行うことができる体制の充実を図るものとする。

(いじめの防止及び早期発見)

第13条 市は、児童等が自らいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が相互に良好な関係を築くことができる取組その他いじめの防止のための対策を実施するものとする。

2 市は、いじめへの対処を迅速かつ適切に行うため、いじめの早期発見のための対策を実施するものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第14条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめへの対処が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 市立学校の教職員の資質の向上を図るための研修の実施
- (2) いじめへの対処に関し助言を行うための人材の確保及び市立学校の求めに応じた当該人材の派遣
- (3) その他いじめへの適切な対処に必要な施策

(啓発)

第15条 市は、いじめが児童等の心身の健全な成長に与える影響、いじめの防止の重要性、いじめに関する相談及び救済の制度等について、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施するものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策)

第16条 市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のために、関係機関と連携し、必要な教育及び啓発活動その他の施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(鴨川市いじめ問題対策連絡協議会)

第18条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、法第14条第1項の規定により、学校、鴨川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、児童相談所、法務局、警察その他の関係機関により構成する、鴨川市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(鴨川市いじめ問題対策調査会)

第19条 いじめの防止等のための対策を効果的に実施し、及びいじめについて専門的な見地から調査するため、法第14条第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会(以下「対策調査会」という。)を置く。

2 対策調査会は、次に掲げる事項を行う。

(1) いじめの防止等に関する調査研究

(2) 市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議

(3) 重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。)が市立学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

3 対策調査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、いじめの防止に関し専門的な知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 対策調査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

7 会長は、対策調査会を代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 対策調査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

10 対策調査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

11 対策調査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 前各項に定めるもののほか、対策調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(重大事態への対処等)

第20条 市は、重大事態が市立学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第5章に規定する重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止(以下「重大事態への対処等」という。)を迅速かつ適切に実施するものとする。

(市長の調査)

第21条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処等のために必要があると認めるときは、第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により、第19条第2項第3号の確認並びに調査及び審査の結果について調査を行うものとする。

(守秘義務)

第22条 いじめの防止等のための対策に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(財政措置)

第23条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○鴨川市いじめ問題対策調査会規則

平成28年3月31日

教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、鴨川市いじめ防止対策推進条例(平成28年鴨川市条例第2号。以下「条例」という。)第19条第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する鴨川市いじめ問題対策調査会(以下「対策調査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員が有すべき専門的な知識)

第2条 条例第19条第4項に規定する委員が有すべき専門的な知識は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する知識又は教育委員会が必要と認める知識とする。

(除斥)

第3条 対策調査会は、委員が条例第19条第2項第3号に掲げる確認並びに調査及び審査(以下「調査等」という。)の対象となった重大事態について人間関係又は利害関係を有する等当該調査等の公平性又は中立性が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該委員を当該調査等に参加させないものとする。

(庶務)

第4条 対策調査会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、対策調査会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鴨川市いじめ防止基本方針

平成28年10月
鴨川市・鴨川市教育委員会
(最終改定 平成31年3月)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こり得るものであること、また誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識する必要がある、いじめを許さない人間関係づくりや集団づくりを通して、いじめの防止や早期発見、早期対応の対策を講ずることが大切です。

また、いじめを防止するためには、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者が一体となって課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し「いじめを許さない風土づくり」を進めていく必要があります。

そこで、市は、鴨川市いじめ防止対策推進条例（平成 28 年鴨川市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、鴨川市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定します。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	4
1 いじめの定義	4
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
3 市いじめ防止基本方針策定の目的	5
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
市が実施する対策	5
1 組織の設置	5
(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置	5
2 各種施策	5
(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実	5
(2) いじめの防止及び早期発見	5
(3) 人材の確保及び資質の向上	6
(4) 啓発	6
(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	6
(6) 調査研究	6
(7) 財政措置	6
3 いじめへの対応	6
(1) いじめに対する措置	6
(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応	6
市立学校が実施する対策	7
1 市立学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 組織の設置	7
3 各種施策	8
(1) いじめの防止	8
(2) いじめの早期発見	8
(3) いじめへの対応	8
(4) いじめの解消とは	9
(5) いじめが起きた集団への働きかけ	9
(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	9
保護者の役割	9
市民の役割	9
重大事態への対処	10
1 重大事態の発生と調査	10
(1) 重大事態の意味	10
(2) 重大事態を認知した場合の対応	10

(3) 調査主体	10
(4) 調査について	10
(5) 調査を行うための組織	11
(6) その他の留意事項	11
(7) 情報提供及び調査結果の報告	11
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	11
(1) 再調査	11
(2) 再調査の実施方法	11
(3) 再調査の結果を踏まえた支援等	11
第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項	11
第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	12
1 調査結果等の資料の保存について	12
2 市いじめ防止基本方針の見直しについて	12
3 その他の留意事項	12

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）を参照。

このことから、個々の行為がいじめに当たるか否かは、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。児童生徒によっては、いじめを受けていることを相談しにくい気持ちや、気づいてほしいという思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することが大切である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する事案であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず他の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、すぐにいじめを行った者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を取り戻した場合においては、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」に相談をし、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校組織として情報共有することは必要である。

いじめの認知は、特定の教職員ではなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用することとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。また、全ての児童生徒が「いじめは絶対に許さない」態度を身につけ、「いじめをしない」「いじめを放置しない」「いじめを見逃さない」勇気を持つなど、一人一人の人権意識と道徳性を高めていくことが必要である。いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の不断の努力でいじめ問題克服を目指さなければならない。

○ 鴨川市いじめ防止対策推進条例

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であ

ることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

3 市いじめ防止基本方針策定の目的

市いじめ防止基本方針は、上記基本理念を実現するため、以下の事項を目的とする。

- いじめの防止等のための対策については、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら社会全体で進める。
- 法及び条例により規定されたいじめの防止等のための対策を推進するための基本事項を定めることにより、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためには、市全体で児童生徒の健やかな成長を支え、それぞれの役割を自覚し、実行することが大切である。

市が実施する対策

1 組織の設置

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、鴨川市立小中学校（以下「市立学校」という。）、千葉地方法務局館山支局、君津児童相談所、鴨川警察署、市長及び教育委員会により構成される鴨川市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置

いじめの防止等のための対策を効果的に実施するとともにいじめについて専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会（以下「対策調査会」という。）を設置する。対策調査会は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する識見を有する者又は教育委員会が必要と認める者で構成する。

2 各種施策

(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実

いじめの防止、早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援及びいじめを行った者等に対する適切な指導と支援を行うため、スクールカウンセラーの配置等いじめに関する通報や相談体制の充実、学校、保護者、地域住民その他関係機関の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

(2) いじめの防止及び早期発見

ア 市立学校訪問等を通して、生徒指導体制及び道德教育や人権教育等の指導体制が、系統的・機能的に組織されているかを確認し、指導する。また、体験的な活動が全ての学年において効果的・計画的に実施されているか確認し、指導する。

イ 市立学校の生徒指導に関する会議や研修会等に積極的に参加し、具体的な施策等についての指導・支援を行う。

ウ 定期的に生徒指導担当者会議を開催し、市立学校間の情報交換及び研修会を実施する。

エ 定期的ないじめ調査や聞き取り調査等を実施し、交友関係や人間関係、いじめの実態を把握する。

オ 長期欠席児童生徒に対する月例調査を実施し、不登校などの長期欠席の状況を把握し、児童生徒の欠席の背景を分析する。

カ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないよう、気軽に相談できる体制を市立学校に整えるとともに、相談機関について各家庭に周知させる。

キ 就学前において、自己肯定感を高め自信を持たせたり、また、他者を尊重することを学ぶことにより、いじめの未然防止につながることを期待される。市や学校はいじめの未然防止に向け、幼児期においても発達段階に応じて幼児、保護者に対する取組を行う。

(3) 人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。

(4) 啓発

児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、4月を「いじめ防止啓発月間」とし、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、いじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施し、児童生徒や保護者、教職員の意識を高める。

(6) 調査研究

いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努める。

(7) 財政措置

いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

ア 教育委員会は、市立学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について必要があると認めるときは自ら調査を行う。

イ 教育委員会は、市立学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

ア いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対

応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

イ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、市立学校での適切な指導・支援やいじめを受けた者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を図ることが必要であることを市立学校に指導・助言する。

市立学校が実施する対策

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、いじめの防止等のための対策について、当該市立学校の実情に応じ、市立学校いじめ防止基本方針を定める。策定した市立学校いじめ防止基本方針については、市立学校のホームページなどで公開する。

また、市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見、事案対処のマニュアルの実行、定期的、必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえた改善に取り組むよう努めなければならない。

2 組織の設置

市立学校は、複数の教職員によって構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策組織」という。）を置き、必要に応じて、心理や福祉等の専門的知識を有する者の参加を求める。

また、当該組織は、市立学校いじめ防止基本方針を見直し、市立学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認や必要に応じた計画の見直しなど、市立学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクル（計画 Plan－実行 Do－評価 Check－改善 Action）で検証する。学校いじめ防止対策組織の役割は、以下のとおりである。

- 市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集・共有と記録を行う役割
- いじめを察知した場合に、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要である。教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、また、対応不要であると個人で判断せずに、全て当該組織に報告・相談しなければならない。この報告は、法第23条に規定されている義務であり、報告を行わないことは法律違反となる。当該組織は集められた情報を確実かつ適切に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが重要である。

3 各種施策

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも起こり得るということを踏まえ、市立学校はいじめの防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、道徳科の授業はもとより、児童会・生徒会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

さらに、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等を活用し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- 館山人権擁護委員協議会鴨川部会と連携し、人権教室を開催するとともに、人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加を促す。

- 児童会・生徒会を中心に「いじめ撲滅宣言」等への取組を実施する。

* 豊かな人間関係づくり実践プログラム

千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、豊かな人間関係づくり事業の一環で、児童生徒のコミュニケーション能力の育成のために作成したプログラム。

- いじめが生まれる背景には様々な要因があるが、特に、次のような事情がある児童生徒に対しては、教職員の正しい理解が必要である。

- ・ 障害のある児童生徒
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒
- ・ 保護者が外国人である児童生徒
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・ 災害や事故により被災し、避難している児童生徒

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのため、全教職員が連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。そして教職員一人一人の資質を高め感性を磨くとともに、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く鋭く保つ必要がある。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を守り通すことを最優先とする。また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を図ることを目的とした教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめが暴行や傷害犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。

(4) いじめの解消とは

いじめは、単にいじめを行った者からいじめを受けた者への謝罪をもって解消とすることはできない。「いじめの解消」とは少なくとも次の2点が満たされている必要がある。

また、いじめの解消に至ったと判断した場合であっても、再発の可能性があることを踏まえ、関係児童生徒の観察を継続する必要がある。

ア いじめに係る行為がやんでいること

いじめの行為（インターネットを通じた行為を含む。）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等により更に長期を要する場合も考えられる。

イ いじめを受けた者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた者が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気づいた児童生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導するとともに、安心して伝えられる態勢を整える。また、同調していた児童生徒には、それらの行為はいじめに加担している行為であることを理解させる。

なお、いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き観察を行い、心のケアや指導を継続して行うとともに、全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

インターネットや携帯電話を利用して行われるいじめに対しては、千葉県の「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」等からの情報を得るなど、早期発見・早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

保護者の役割

- 1 保護者は、保護する児童生徒に対し、日頃からいじめが絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを行うことがないように必要な指導を行う。
- 2 保護者は、保護する児童生徒がいじめを受けた場合、その児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先する。いじめの認知については、児童生徒が保護者に心配をかけたくないなどと考え、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠す場合がある点に十分に留意する。

市民の役割

- 1 市民は、いじめの問題を社会全体に関する課題であるにとらえ、学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守りを行い、安心して過ごすことができる風土づくりに努める。

- 2 市民は、いじめを発見した場合又はその疑いがあると感じられるときは、市、学校その他の関係機関に情報を提供するよう努める。

重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

ア 法第 28 条第 1 項第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

イ 法第 28 条第 1 項第 2 号の相当の期間については、国いじめ防止基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

なお、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえ、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態を認知した場合の対応

いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、市立学校は、学校いじめ防止対策組織を速やかに開くとともに、教育委員会に連絡し、いじめを受けた者等の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を一貫して行う。

さらに、教育委員会と連携・協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、市立学校は、以下の方法で電話等により速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。

市立学校 → 教育委員会 → 市長

＊教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする。(南房総教育事務所を経由する)

(3) 調査主体

市立学校から報告を受けた教育委員会は、当該重大事態の調査を行う主体を市立学校にするか、教育委員会にするかの判断を行い、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、調査組織の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、教育委員会において調査を実施する。

(4) 調査について

調査に当たっては、国のいじめ防止等のための基本的な方針の内容により適切に実施し、重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、市立学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

この調査は、市立学校と教育委員会が事実から正面から向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会が、重大事態の案件の調査主体を行うときは、対策調査会を活用し、対策調査会長が会議を招集する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 情報提供及び調査結果の報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市立学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明をする。これらの情報の提供に当たっては、市立学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、市立学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(7)ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものとし、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の実施方法

再調査の実施については、市長が専門的な知識及び経験を有する第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により実施することとする。

この場合の第三者とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

(3) 再調査の結果を踏まえた支援等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、県教育委員会と連携し、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教職員・警察官経験者など外部専門家の派遣等の支援を行う。

第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

教育委員会は、毎年度、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査会に提出し、審議を受け、各種施策の改善を進める。

なお、対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、広く周知させる。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則等に従い適切に取り扱う。

2 市いじめ防止基本方針の見直しについて

市いじめ防止基本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施する。

市いじめ防止基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。

3 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、国いじめ防止基本方針に準じて、取り扱う。

鴨川市いじめ防止基本方針【概要版】（最終改定 平成31年3月）

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめが絶対に許されない行為であることを認識し、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。また、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

3 市いじめ防止基本方針策定の目的

市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

市が実施する対策

1 組織の設置

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関との連携強化を図るため設置する。市立学校、千葉地方法務局館山支局、君津児童相談所、鴨川警察署、市長等により構成する。

(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置

いじめの防止等のための対策を効果的に実施するとともに、専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として設置し、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する識見を有する者等により構成する。

2 各種施策

(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実

- ・スクールカウンセラーの配置等の相談体制の充実
- ・学校、保護者、地域住民等の連携の強化、体制の整備

(2) いじめの防止及び早期発見

- ・市立学校訪問等を通して、生徒指導体制及び道德教育、人権教育等の指導体制を確認し、指導する。
- ・市立学校の生徒指導に関する会議、研修等に積極的に参加し、指導・支援する。
- ・定期的にいじめ調査等を実施し、交友関係や人間関係などのいじめの実態を把握する。
- ・いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないよう、気軽に相談できる体制を整え、相談機関について各家庭に周知を図る。
- ・市や学校はいじめの未然防止に向け、幼児期においても発達段階に応じて幼児、保護者に対する取組を行う。

(3) 人材の確保及び資質の向上

教職員の研修を充実させ、資質能力の向上を図る。

(4) 啓発

4月を「いじめ防止啓発月間」とし、広報等により啓発活動を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

いじめの防止と効果的な対処ができるよう関係機関と連携して、資料等を配布するなど啓発活動を実施し、児童生徒や保護者、教職員の意識を高める。

(6) 調査研究

対策の実施状況等について、調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努める。

(7) 財政措置

対策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

教育委員会は、市立学校からいじめの報告を受けたときは、必要な支援を行い、必要な措置を講ずることを指示し、必要があると認めるときは自ら調査を行う。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

関係機関との連携の下、被害児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては、事情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的な指導及び支援するための必要な措置を講ずる。

なお、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を図ることが必要であることを市立学校に指導・助言する。

市立学校が実施する対策

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校の実情に応じて定め、ホームページなどで公開する。また、市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

2 組織の設置

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置き、必要に応じて、心理や福祉等の専門的な知識を有する者の参加を求める。教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、また、対応不要であると個人で判断せずに、全て当該組織に報告・相談しなければならない。当該組織は集められた情報を確実かつ適切に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが重要である。

3 各種施策

(1) いじめの防止

心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、道徳科の授業はもとより、児童会・生徒会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

○ いじめが生まれる背景には様々な要因があるが、特に、次のような事情がある児童生徒に対しては、教職員の正しい理解が必要である。

- ・障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒
- ・保護者が外国人である児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

- ・災害や事故により被災し、避難している児童生徒

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に対応する。そのためには、教職員の資質を高め感性を磨くとともに、児童生徒との信頼関係の構築に努める。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を最優先に保護し、状態に応じた継続的な指導・支援を行う。また、加害児童生徒に対して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(4) いじめの解消とは

いじめは、単にいじめを行った者からいじめを受けた者への謝罪をもって解消とすることはできない。「いじめの解消」とは少なくとも次の2点が満たされている必要がある。

また、いじめの解消に至ったと判断した場合であっても、再発の可能性があることを踏まえ、関係児童生徒の観察を継続する必要がある。

ア いじめに係る行為がやんでいること

いじめの行為（インターネットを通じた行為を含む。）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等により更に長期を要する場合も考えられる。

イ いじめを受けた者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた者が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気づいた児童生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。いじめが解消したとみられる場合でも、心のケアや指導を継続的に行う。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

千葉県「ネットパトロール事業」等から情報を得るなど、早期発見、早期対応に努める。

保護者の役割

保護する児童生徒に対し、日頃からいじめが絶対許されない行為であることを理解させ、いじめを行うことがないように、必要な指導に努める。

いじめを受けた場合は、生命及び心身を保護することを最優先する。

市民の役割

いじめの問題を社会全体に関する課題であるにとらえ、学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守りを行う。もし、いじめを発見した場合又はその疑いがあると感じられたときは、市、学校、その他の関係機関に情報を提供するように努める。

重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などを想定する。

(2) 重大事態を認知した場合の対応

重大事態の疑いが生じた時点で、市立学校は、学校いじめ防止対策組織を速やかに

開くとともに、教育委員会に連絡し、いじめを受けた者等の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を一貫して行う。その後、重大事態と認められる場合、教育委員会は、市長に報告するとともに、県教育委員会に情報を提供する。

(3) 調査主体

教育委員会は、調査主体を市立学校にするか、教育委員会にするかを判断する。

なお、従前の経緯や児童生徒又は保護者が望む場合は、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査について

事実関係を明確にするため、国のいじめ防止等のための基本的な方針の内容により調査を実施する。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会が調査主体に当たるときは、対策調査会を活用する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、児童生徒に関して出席停止措置の活用、就学校の指定の変更等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 情報提供及び調査結果の報告

市立学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係を情報提供する。

調査結果について、市立学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

結果報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を行う。

(2) 再調査の実施方法

再調査の実施については、市長が専門的な知識及び経験を有する第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により実施する。

(3) 再調査の結果を踏まえた支援等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、県教育委員会と連携し、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家等の派遣等の支援を行う。

第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

教育委員会は、毎年度、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査会に提出し、審議を受け、各種施策の改善を進めるとともに、対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、周知させる。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則等に従い適切に取り扱う。

2 市いじめ防止基本方針の見直しについて

市いじめ防止基本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施し、内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。

3 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、国いじめ防止基本方針に準じて、取り扱う。

令和3年度

鴨川市いじめ問題対策連絡協議会

【資料B いじめ問題対策連絡協議会について】

- 1 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会次第 P 1
- 2 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会委員 P 2
- 3 令和3年度いじめ状況調査 P 3～6
- 4 鴨川市立江見小学校 P 7
- 5 鴨川市立鴨川小学校 P 8
- 6 鴨川市立東条小学校 P 9
- 7 鴨川市立西条小学校 P 10
- 8 鴨川市立田原小学校 P 11
- 9 鴨川市立天津小湊小学校 P 12
- 10 長狭学園
(鴨川市立長狭小学校・中学校) P 13, 14
- 11 鴨川市立鴨川中学校 P 15
- 12 鴨川市立安房東中学校 P 16

令和3年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会

令和4年1月14日（金）15時～
鴨川市役所天津小湊支所3階会議室

1 開 会

2 教育長挨拶 鈴木 希彦 教育長

3 各委員の紹介（自己紹介）

4 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会について（説明：事務局）

5 報告及び情報交換

（1）今年度の市内小中学校のいじめの状況について（学校教育課より）

（2）自校のいじめ対策及びいじめ問題等の現状について（各小中学校より）

6 質 疑

（1）いじめ防止等の対策について

（2）その他

7 助 言

（1）千葉地方法務局館山支局より

（2）君津児童相談所より

（3）鴨川警察署生活安全課より

（4）家庭教育相談員より

（5）子ども支援課長より

（6）市小中校長会長より

（7）学校教育課長より

（8）教育長より

8 諸 連 絡

9 閉 会

令和３年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 委員名簿

	分 野	所 属
1	関係行政機関	千葉地方法務局館山支局
2		鴨川警察署生活安全課
3		君津児童相談所
4	市の職員	子ども支援課
5		学校教育課
6		生涯学習課
7	学校教職員	鴨川市小中校長会
8		鴨川市立江見小学校
9		鴨川市立鴨川小学校
10		鴨川市立東条小学校
11		鴨川市立西条小学校
12		鴨川市立田原小学校
13		鴨川市立天津小湊小学校
14		鴨川市立長狭小学校
15		鴨川市立長狭中学校
16		鴨川市立鴨川中学校
17		鴨川市立安房東中学校

事務局 学校教育課

令和3年度 いじめの状況調査(1学期)

鴨川市立 全小 学校

- ①【いじめの状況調査】1学期新たに認知されたいじめの件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	1学期新たに認知されたいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	2	0	2	0	
2年	5	0	4	1	
3年	11	0	11	0	
4年	3	0	3	0	
5年	3	0	3	0	
6年	18	2	16	0	
合計	42	2	39	1	

- ②【いじめの状況調査】昨年度解消されていないいじめの認知件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	昨年度解消されていないいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	0	0	0	0	
2年	0	0	0	0	
3年	0	0	0	0	
4年	1	1	0	0	
5年	2	2	0	0	
6年	2	1	1	0	
合計	5	4	1	0	

- 1 いじめの認知:各学校のアンケート調査等はいじめと確認された案件
 2-1 問題が解消され、認知から3ヶ月以上経過した案件
 2-2 問題が解消されたが、認知から3ヶ月未満で経過観察中の案件
 3 問題が解消されず、継続して指導している案件

令和3年度 いじめの状況調査(2学期)

鴨川市立	全小	学校
------	----	----

- ①【いじめの状況調査】2学期新たに認知されたいじめの件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	2学期新たに認知されたいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	6	0	4	2	
2年	6	2	4	0	
3年	8	0	8	0	
4年	3	0	3	0	
5年	2	0	2	0	
6年	8	0	8	0	
合計	33	2	29	2	

- ②【いじめの状況調査】1学期に解消されていない解消されていないいじめの認知件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	1学期に解消されていないいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	2	2	0	0	
2年	5	5	0	0	
3年	11	10	0	1	
4年	3	3	0	0	
5年	3	3	0	0	
6年	16	16	0	0	
合計	40	39	0	1	

1 いじめの認知:各学校のアンケート調査等はいじめと確認された案件

2-1 問題が解消され、認知から3ヶ月以上経過した案件

2-2 問題が解消されたが、認知から3ヶ月未満で経過観察中の案件

3 問題が解消されず、継続して指導している案件

令和3年度 いじめの状況調査(1学期)

鴨川市立 全中 学校

- ①【いじめの状況調査】1学期新たに認知されたいじめの件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	1学期新たに認知されたいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、実態把握・指導・経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	2	0	0	2	
2年	5	0	4	1	
3年	7	0	5	2	
合計	14	0	9	5	

- ②【いじめの状況調査】昨年度解消されていないいじめの認知件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	昨年度解消されていないいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、実態把握・指導・経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	0	0	0	0	
2年	1	1	0	0	
3年	0	0	0	0	
合計	1	1	0	0	

- 1 いじめの認知:各学校のアンケート調査等はいじめと確認された案件
 2-1 問題が解消され、認知から3ヶ月以上経過した案件
 2-2 問題が解消されたが、認知から3ヶ月未満で経過観察中の案件
 3 問題が解消されず、継続して指導している案件

令和3年度 いじめの状況調査(2学期)

鴨川市立	全中	学校
------	----	----

- ①【いじめの状況調査】2学期新たに認知されたいじめの件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	1学期新たに認知されたいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	6	0	5	1	
2年	2	0	2	0	
3年	0	0	0	0	
合計	8	0	7	1	

- ②【いじめの状況調査】1学期に解消されていないいじめの認知件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	昨年度解消されていないいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	2	2	0	0	
2年	5	5	0	0	
3年	7	6	0	1	
合計	14	13	0	0	

- 1 いじめの認知:各学校のアンケート調査等はいじめと確認された案件
 2-1 問題が解消され、認知から3ヶ月以上経過した案件
 2-2 問題が解消されたが、認知から3ヶ月未満で経過観察中の案件
 3 問題が解消されず、継続して指導している案件

令和3年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立江見小学校
担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 生徒指導委員会
- (2) 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援コーディネーター
・養護教諭・関係児童担任
- (3) 回 数 毎月1回
- (4) 内 容 生徒指導に係る課題に関する情報共有・対策を話し合う。

2 自校のいじめ対策について

- (1) 生徒指導情報交換会
月1回全職員で情報交換と共通理解を図る。週2回の打ち合わせでも共有。
- (2) 生活アンケート
勉強・友達関係・友達が嫌なことをされているのを見たことがあるかなど。
- (3) 教育相談期間
1・3学期は学級担任、2学期は担任以外の教職員が面談を行い、事態を把握。
- (4) 相談箱
児童が直接話せない悩みや相談について、所定の用紙に記入し投函。相談内容について後日話を聞く。
- (5) スクールカウンセラーによる面談
月1回希望者する児童・保護者・教職員に実施。5・6年生は全員。
※9月から配置
- (6) 休み時間中の観察
担当する学年を超えて全職員が全児童の様子を注意深く見守る。
- (7) 情報モラル教育の充実
インターネットによるいじめやトラブルの事例をもとに、SNSでの情報の発信や受信について慎重な対応を指導。
学校だよりによる保護者への注意喚起及び資料提供。

令和3年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立鴨川小学校
担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

名 称 生徒指導・いじめ対策委員会

構成員 生徒指導担当、学年主任（5）、学校長、教頭、教務、養護教諭

内 容 ・各月1回の委員会を開き、各学年主任が児童の様子や話を聞いたり相談を受けたりしたことについて情報交換をし、いじめの未然防止に努める。
・いじめやいじめに発展すると思われる事態が見受けられた場合は、ただちに該当する教職員でチームを構成して早急に話し合い、誰がどのような手立てで対応するか決め、対応にあたる。

2 自校のいじめ対策について

◎いじめを未然に防ぐことを第一と考え、以下の取り組みを行っている。

（1）月1回、「生徒指導・いじめ対策委員会」を開き、情報交換と共通理解を図る。

（2）学期毎に1回、生徒指導及びいじめ防止に関する研修会、講師を招く夏季研修会を開き、教職員の意識を高める。

（3）年2回、児童向けに「心と体のアンケート」を行い、実態把握をする。

例：「不安になったり悲しくなったりする」などを、「はい」「いいえ」で回答。

（4）年2回、教育相談月間を設けてアンケートをもとにした児童との面談を行い、個々の実態を把握する。

（5）「コナンボックス」を設置し、直接話せない悩みを拾い上げる。

担任などに直接話せない悩みや困ったこと等を用紙に書き、ボックスに投函する。養護教諭やスクールカウンセラーがその用紙を受け取り、相談に乗る体制を整えている。

（6）スクールカウンセラーが来校する日に、スクールカウンセラーが児童の悩みを聞く機会を作り、児童が悩みを相談しやすい体制を整えている。

（7）スクールカウンセラーが来校する日を「子育て相談日」とし、スクールカウンセラーが親の悩みを聞く機会を作り、家庭と学校の連携を図る。

令和3年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立東条小学校
担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 生徒指導委員会
- (2) 構成員 ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・部会別学年職員1名
※状況に応じてスクールカウンセラー
- (3) 会開催 毎学期1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 内 容 上記組織は以下の役割を担う。
 - ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ② いじめの相談、通報の窓口
 - ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録の共有
 - ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

※重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。
- (5) 事務局 ◎生徒指導主任・教頭・教務主任・教育相談担当職員・学年主任・養護教諭
※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

2 自校のいじめ対策について

[未然防止に向けた取り組み]

- (1) いじめ防止の環境づくり
「自己有用感」を感じ取れる絆づくりと居場所づくりの確保
- (2) 「わかる授業」の展開
校内研修の充実やセルフチェックシートによる自己評価
- (3) 道徳教育・体験活動の充実
相互参観による授業の充実・ピアサポートの実施（年間4回）
- (4) いじめ防止の啓発活動
いじめ防止集会・「東条仲間宣言」・「ピンクシール運動」・人権教育
- (5) 指導方針等の周知
学校便りの配付や懇談会にて周知

[いじめの早期発見についての取り組み]

- (1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施
年2回の教育相談期間（6月・11月）※ふれあいアンケートの実施
いじめアンケートの実施（各学期末）
スクールカウンセラーとの積極的な面談
- (2) 授業時間・休み時間・放課後等の観察
アンテナを常に高く保ち、気になる様子は打ち合わせで情報の共有化
- (3) いじめに関する窓口の常設
校内に複数「相談箱」の常設し、情報の収集と把握

令和3年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立西条小学校

担当者

1 本校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 校内生徒指導委員会
- (2) 構成員 ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・低、中、高学年職員1名・養護教諭
- (3) 会開催 每学期1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 内 容 ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
②いじめの相談・通報の窓口
③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかわる情報の収集と記録、共有
④いじめの疑いにかかわる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、児童支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- (5) 事務局 ◎教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・養護教諭・（スクールカウンセラー）
※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

2 本校のいじめ対策について

- (1) いじめの未然防止
 - ・いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) いじめの早期発見と相談・通報
 - ・「いじめの定義」に基づき、正しくいじめの認知をし、いじめ認知シート（職員共有PC）に入力する。その中でも共通理解が必要な件については、月1回の全職員による生徒指導会議の中で、対応や指導について協議をする。
 - ・定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施や観察、いじめに関する窓口の常設により早期発見をし、対応にあたる。
- (3) いじめを認知した場合の対応
 - ・いじめ事案に関わる聞き取りを行い、いじめを受けた児童の安心安全の確保と支援体制を組む。
 - ・いじめを受けた児童及び保護者のケアや支援を行う。必要な場合は、関係機関と連携を図り、支援を行う。
 - ・再発防止のための指導・啓発、情報提供をする。
- (4) 重大事態への対処
 - ・校長が、市教委を通じて市長へ報告を行い、上記（3）の対応をとる。
- (5) 公表、点検、評価等
 - ・毎年、年度始めに学校いじめ防止基本方針を見直し、公表する。
 - ・いじめ事案への取り組みの評価・分析を行う。
 - ・学校の教育活動等に関する保護者アンケートで評価・分析を行う。

令和3年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立田原小学校
担当者

1 本校のいじめ対策の組織について

- (1) 名称 校内いじめ防止対策委員会
- (2) 構成員 校長・教頭・生徒指導主任(教育相談兼務)・教務主任・養護教諭
関係教職員・スクールカウンセラー
- (3) 会開催 月1回及び随時(いじめやいじめの疑いがあった場合)
- (4) 役割 ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の
作成・実行・検証・修正
②いじめの相談・通報の窓口
③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかわる情報の収集と
記録、共有
④いじめの疑いにかかわる情報があった時には緊急会議を開いて、いじ
めの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実確認、児童支援の体
制・対応方針の決定と保護者との連携
- (5) 事務局 教頭・生徒指導主任(教育相談兼務)・教務主任・養護教諭は日常的な相
談や対応の窓口、組織の中核となる。

2 本校のいじめ対策について

【いじめの未然防止】

児童の心のコミュニケーション能力を育み、児童が主体的に学習活動に参加できるような授業や集団作りを行う。

- ①授業の充実(各教科・特別活動)
- ②人権教育・情報教育の充実
- ③教育相談の充実
- ④地域・保護者との連携

【いじめの早期発見と相談・通報】

- 〈1学期〉4月 学校生活アンケート及び児童個別面談 家庭確認
- 7月 学校生活アンケート及び児童個別面談 保護者面談
- 〈2学期〉9月 学校生活アンケート及び児童個別面談
- 12月 学校生活アンケート及び児童個別面談
- 〈3学期〉1月 学校生活アンケート及び児童個別面談

○毎月1回行う生徒指導報告会で、全職員で「気になる児童」についての共通理解を図っている。

○保健室前に「相談箱」を設置し、児童が相談したい事やSOSなどを書いたものを入れられるようにしている。

令和 3 年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立長狭小学校
担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

- 名称・・・生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）
- 構成員・・・校長 小教頭 中教頭 小養護教諭 中養護教諭 生徒指導担当
特別支援コーディネーター スクールカウンセラー
※各期一人以上。いない場合には各期主任。

2. 自校のいじめ対策について

- 毎週 1 回(火曜 4 校時)定期的に生徒指導委員会を開催している。小中合同で情報交換を行い、直近の職員会議で報告の機会を持ち、全職員での共通理解を図る。
- いじめの訴えや兆候が確認されたら、この生徒指導委員会でまず、対応策を検討し、生徒指導ファイル等を通して全職員に伝え、共通の指導をしていく。
- 緊急を要する場合は、この生徒指導委員会を待たずに、随時担当で会合を開き(小中別対応で差し支えない場合が多い)対応をする。その後、生徒指導委員会で報告し、全職員へ降ろし全職員共通理解のもと経過観察と指導を行っていく。

令和3年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 天津小湊小学校

担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 校内いじめ防止対策委員会
- (2) 構成員 ◎校長，教頭，教務，生徒指導主任，教育相談主任，
養護教諭，該当学年担任，スクールカウンセラー等
- (3) 会開催 学期1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 内 容 上記組織は，以下の役割を担う。
 - ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ②いじめの相談，通報の窓口
 - ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録，共有
 - ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
※重大事態の調査を行う場合は，本組織を母体としつつ，当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。
- (5) 事務局 ○教頭，教務主任，生徒指導主任，教育相談主任，養護教諭 等
※日常的な相談や対応の窓口，組織の中核となる。

2 自校のいじめ対策について

- (1) 職員会議後に生徒指導情報交換会を開き，全職員から気になる児童についての様子や周知しておいてほしいこと等を話してもらい，情報共有を図っている。
- (2) 共有フォルダに，学級ごとのファイルを作成し，全職員で共通理解したい事案や出来事を記録している。出来事に加えて，対応したまたは関わった職員，どんな指導をしたか，保護者対応等を記録しておくことによって，いじめに発展しないよう記録を残し，指導の一助としている。
- (3) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談を行っている。
 - ①いじめの状況把握のために定期的なアンケートの実施（5月，11月，2月）と集計分析（インターネットを通じたいじめについての質問項目を含む）
 - ・アンケート実施後の面談・委員会の実施による情報共有
 - ・児童の訴え，または教師の気づきにより，随時事実確認
 - ②年間2回（6月，11月）の教育相談機関を設け，児童がいじめを訴えやすい体制を整え，いじめの実態把握に取り組む。
- (4) 「相談箱」等を設置し，いじめに関わる情報の収集と把握に努める。
- (5) スクールカウンセラーとの面談を希望者の実施。及び6年生の全員面談を実施。
また，アンケートや教育相談の結果を受けて，気になる児童には，スクールカウンセラーとの面談を勧め，面談を積極的に実施している。

令和3年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立鴨川中学校
担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

鴨川中学校では、生徒指導委員会ならびに、校内いじめ防止対策委員会を、週1回、原則毎週水曜日に定期的に開催をしている。学年ごとに生徒指導の事案や、問題行動やトラブル（いじめ等）に発展しそうな事案に、どのように対処や対応していくのかを、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーで、話し合いを行うことで学年の生徒指導に活かしている。

2 自校のいじめ対策について

学校いじめ防止基本方針を念頭に置き、いじめの未然防止については、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実をふまえ、まずは、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組んでいる。

具体的には

1. いじめ防止の環境づくり
2. わかる授業の展開
3. 道徳教育・体験活動の充実
4. いじめ防止の啓発活動
5. 指導方針等の周知

以上のことに重点を置いて指導している。

もし、いじめが起きてしまった場合については、「いじめの早期発見と相談・通報について」「いじめを認知した場合の対応について」「重大事態への対処について」「公表、点検、評価について」など、対策や対応について、「学校いじめ防止基本方針」に詳細に示している。

また、「報告・連絡・相談」を重視し、対応にスピード感を持ちつつ、柔軟性をもってあたるように心がけている。

令和3年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立長狭中学校
担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

- 名称・・・生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）
○構成員・・・校長 小教頭 中教頭 小養護教諭 中養護教諭 生徒指導担当
特別支援コーディネーター スクールカウンセラー
※各期一人以上。いない場合には各期主任。

2. 自校のいじめ対策について

- 毎週 1 回(火曜 4 校時)定期的に生徒指導委員会を開催している。小中合同で情報交換を行い、直近の職員会議で報告の機会を持ち、全職員での共通理解を図る。
- いじめの訴えや兆候が確認されたら、この生徒指導委員会ですら、対応策を検討し、生徒指導ファイル等を通して全職員に伝え、共通の指導をしていく。
- 緊急を要する場合は、この生徒指導委員会を待たずに、随時担当者で会合を開き(小中別対応で差し支えない場合が多い)対応をする。その後、生徒指導委員会で報告し、全職員へ降ろし全職員共通理解のもと経過観察と指導を行っていく。
- 毎月「なかよし言葉チェック」(教育相談アンケート)を行っている。本人の訴えや、保護者からの訴えなどから把握し、対策をしている。
- 年に 2 回の教員と年に 1 回スクールカウンセラーと教育相談を行っている。情報を共有し、生徒理解に努めている。

令和3年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 安房東中学校
担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

- 生徒指導委員会 … (隔週で実施 水曜4校時)
メンバー … 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当
養護教諭、スクールカウンセラー 計 7人
※生徒指導主事と学年生徒指導担当は兼ねる。

2 自校のいじめ対策について

- 全校職員 … 教育活動全般を通して、いじめ防止に対する啓発の充実をめざす。
教育相談の実施(前期:学年担任 後期:担当希望制)
朝清掃や花壇など、生徒会や委員会活動による環境づくり。
生徒との日常会話、生活ノートの活用
- スクールカウンセラー … (1) 生徒全員対象の相談(前期)
(水曜日 勤務) (2) 抽出生徒の相談 (後期)
(3) 任意の相談 (随時)
- 生徒指導⇄学年職員 … いじめアンケート(年3回)
- 生徒指導委員会 … 各学年で実施資料を回覧し、共通理解をはかる。
- 主任会・企画会 … 各学年の現状や指導の方向性を確認。
- 外部機関 … (1) 人権教育 (2) 福祉教育 (3) その他
※その他:本年度は情報モラルについて
- QUの実施 … 年間2回のQUテストの実施により、生徒の状況や仲間関係の把握を行う。